



福島県安全で安心な県づくり  
の推進に関する基本計画

～安心を みんなでつくろう うつくしま～

(案)

令和4年 月

福 島 県

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

## 目 次

2	<b>第1章 基本的事項</b>	1
4	1 計画改定の趣旨	2
5	2 計画の性格	3
6	(1) 安全で安心な県づくりのための取組	
7	(2) 自助・共助による自主的活動	
8	(3) 公助の推進	
9	3 計画の位置付け	4
10	(1) 福島県総合計画	
11	(2) 関係部門別計画等	
12	4 計画の期間	5
13	5 指標の設定と進行管理	5
14	<b>第2章 基本方針</b>	7
15	1 基本目標	8
16	2 安全で安心な県づくり（方向性）	8
17	3 各主体の役割	9
18	4 基本的視点（基本理念）	10
19	①計画推進の基本姿勢	
20	②SDGsの理念を踏まえた施策の推進	
21	③安全で安心な県づくりの取組方向	
22	(ア) 県民参画の推進	
23	(イ) 各主体相互の連携・協働の推進	
24	(ウ) 分かりやすい情報提供と対話型議論(リスクコミュニケーション)の推進	
25	(エ) 県民の基本的人権の尊重	
26	(オ) 人材の育成（人づくり）の推進	
27	<b>第3章 県における推進施策</b>	13
28	第3章の位置付け	15
29	1 防災の推進	16
30	2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進	26
31	3 防犯の推進	32
32	4 虐待等対策の推進	38

1	5 交通安全の推進	44
2	6 医療に関する県民参画等の推進	48
3	7 食品の安全確保の推進	54
4	8 生活環境の保全	58
5	9 消費者の安全確保の推進	64
6		
7	<b>第4章 推進体制</b>	<b>69</b>
8	1 市町村、県民等との連携・協働	70
9	(1) 積極的な県民参画	
10	(2) 連携・協働の推進	
11	(3) 市町村及び県民等の活動に対する支援	
12	(4) 重点的な施策の推進	
13	2 県組織としての連携体制	73
14	3 緊急時の体制等の整備	73
15		
16	<b>参考資料</b>	<b>75</b>
17	県民の意識調査結果	76
18	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	79
19	(令和三年一〇月一二日改正、令和四年四月一日施行)	
20	福島県犯罪被害者等支援条例（令和四年四月一日施行）	84
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		



# ～安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の全体構成～

1  
2

## 第1章 基本的事項

3  
4

### 1 計画改定の趣旨

- 計画期間の満了
- 社会情勢を踏まえた改定
- 犯罪被害者等支援に特化した条例の制定

5  
6

### 2 計画の性格

- 安全で安心な県づくりのための取組
- 自助・共助による自主的活動
- 公助の推進

7  
8

### 3 計画の位置付け

- 福島県総合計画
- 関係部門別計画等

9  
10

### 4 計画の期間

- 令和4（2022）～  
令和12（2030）年度

11

### 5 指標の設定と進行管理

- 目標としての「指標」の設定
- 取組や指標の状況は毎年度公表

12  
13

## 第2章 基本方針

14  
15

### 1 基本目標

県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

16  
17

### 2 安全で安心な県づくり(方向性)

- ・ 県民等の自主的活動を促進、  
行政を含めたネットワーク形成
- ・ 「安全」について理解を深め、  
真に「安心」を実感できる地域社会づくりのため、  
行政と県民等の情報交換と対話による信頼関係の強化
- ・ 分かりやすく、継続的な情報提供

18  
19

### 3 各主体の役割

- 県民の役割
- 事業者の役割
- 地域活動団体の役割
- 市町村の役割
- 県の役割

20  
21

### 4 基本的視点(基本理念)

22  
23

#### ● 計画推進の基本姿勢

- ・ 行政、地域、事業者との連携・協働
- ・ 復興に向け地域性に配慮し、個別施策を推進

24  
25

#### ● SDGsの理念を踏まえた施策の推進

26  
27

#### ● 安全で安心な県づくりの取組方向

28  
29

##### ① 県民参画の推進

30  
31

##### ② 各主体相互の連携・協働の推進

##### ③ 分かりやすい情報提供と

##### 対話型議論(リスクコミュニケーション)の推進

##### ④ 県民の基本的人権の尊重

##### ⑤ 人材の育成(人づくり)の推進

## 第3章 県における推進施策

### 1 防災の推進

### 2 原子力発電所周辺地域の 安全確保の推進

### 3 防犯の推進

### 4 虐待等対策の推進

### 5 交通安全の推進

### 6 医療に関する県民参画等の推進

### 7 食品の安全確保の推進

### 8 生活環境の保全

### 9 消費者の安全確保の推進

## 第4章 推進体制

30  
31

### 1 市町村、県民等との連携・協働

### 2 県組織としての連携体制

#### ● 積極的な県民参画

### 3 緊急時の体制等の整備

#### ● 連携・協働の推進

#### ● 市町村及び県民等の活動に対する支援

#### ● 重点的な施策の推進

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

# 第 1 章

# 基本的事項

# 第1章 基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

### 【これまでの経緯】

- 県では、平成 21（2009）年 4月 1 日に施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」（以下「安全で安心な県づくり条例」といいます。）に基づき、平成 22（2010）年 3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など 10 の分野を総合的に捉え、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指してきました。
- そうした中、平成 23（2011）年 3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」といいます。）、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」といいます。）により、県民生活の安全・安心を取り巻く社会情勢は計画策定時の想定を大きく超えて変化したため、平成 25（2013）年 3月に基本計画の一部を改定し、県民の安全・安心に向けた取組を推進してきました。
- また、その後、東日本大震災及び原子力災害から 6 年が経過した平成 28（2016）年度には震災以降の「集中復興期間」から「復興・創生期間」へと復興の新たなステージがスタートするなど本県を取り巻く情勢の変化を踏まえ、より強力に関連施策を推進できるよう平成 29（2017）年 3月に基本計画の一部を改定しています。

### 【基本計画改定の趣旨】

- 近年、台風等の自然災害が頻発化・激甚化しており、本県でも令和元（2019）年東日本台風や令和3（2021）年2月13日に最大震度6強を観測した福島県沖地震等により甚大な被害が発生しました。令和2（2020）年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、急速に世界に拡大し、県民生活の様々な分野に著しい影響を与えています。
- 原子力災害からの復興については、除染等に伴い発生した除去土壤等の中間貯蔵施設への輸送が令和3（2021）年度末までにおおむね完了するなど、県内の環境回復が進む一方、国において、東京電力福島第一原子力発電所の「多核種除去設備等処理水（以下「ALPS 処理水」といいます。）の処分に関する基本方針」が決定されるなど、本県を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 基本計画については、計画期間が終了しましたが、引き続き、復興を着実に進め、県民が安全に安心して暮らし、活動できる県づくりを進めるためには、本県を取り巻く環境変化を踏まえ、県はもとより市町村、県民、事業者など様々な主体が連携・協働していく必要があります。このため、今般、所要の改訂や見直しを行い、新たな基本計画を策定しました。

1 【新たな基本計画における推進分野について】

- 2 ○ 「犯罪被害者等支援の推進」については、従前、安全で安心な県づくり条例において、  
3 10の基本的施策の1つとして位置付けられていましたが、県では、新たに「福島県犯罪  
4 被害者等支援条例（令和4（2022）年4月1日施行）」を策定し、この新条例に基づき  
5 取組を推進していくこととしました。
- 6 ○ このため、新たな基本計画においては、これまでの「10分野」から「犯罪被害者等支  
7 援の推進」を除いた「9分野」を対象とした構成としています。
- 8 ○ 「犯罪被害者等支援」については、県民が安全で安心な生活を送る上で重要な施策であ  
9 ることに変わりありません。このことから、引き続き、安全で安心な県づくりに向けて、  
10 基本計画に定められた「9分野」の施策と相互に緊密な連携を図りながら推進してまいり  
11 ます。

12

13 **2 計画の性格**

14 基本計画は、安全で安心な県づくり条例第22条に基づく「安全で安心な県づくり」\*1 を推  
15 進するためのものです。

16 **(1) 安全で安心な県づくりのための取組**

17 「安全で安心な県づくり」は、安全・安心に関する各分野の施策や地域で行われる様々な主  
18 体による活動について、相互の連携を図ろうとするものです。

19 私たちの身の回りには、様々な安全・安心の問題が存在し、常に変化しています。県民が、  
20 一つの分野で安心できても、他に脅威を感じれば、真に安心を実感することはできません。

21 また、「安全」を確保し、県民が真に「安心」して暮らすことのできる地域社会を築いてい  
22 くためには、住民相互の信頼関係の下に、団体などの垣根を取り払い、人と人が助け合い、  
23 協力し、互いに持てる能力等をいかしながら、持続可能な取組としていく必要があります。

24 このことから、安全で安心な県づくり条例では、県民の生命や心身、財産へ直接影響を及ぼ  
25 すもので、県民一人一人の取組や地域での連携による活動が期待される次の9分野を対象とし  
26 ています。

27

28 【対象分野】 ※詳しくは第3章を参照願います。

- |          |                  |              |
|----------|------------------|--------------|
| ①防災      | ②原子力発電所周辺地域の安全確保 | ③防犯          |
| ④虐待等対策   | ⑤交通安全            | ⑥医療に関する県民参画等 |
| ⑦食品の安全確保 | ⑧生活環境の保全         | ⑨消費者の安全      |

30 基本計画は、これらの対象分野において、「県民や事業者、自治会、ボランティア団体、NPO  
31 など（以下「県民等」といいます。）」と「県や市町村等の行政」との間で、相互に情報を共  
32 有し合いながら、縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けた  
33 ネットワークの形成につなげる施策を取りまとめたものです。

34 なお、上記以外の分野において、基本計画の基本目標である「県民が安全に安心して暮らし、  
35 活動することができる地域社会の実現」に支障を及ぼす事項に関しては、それに関係する各個

1 別計画を基に、県と関係者が一体となって解決に向け取り組んでいきます。

2 \* 1 安全で安心な県づくり条例で「安全で安心な県づくり」とは、「安全確保」と「安全確保による安心の獲得」を目的として行わ  
3 れる「県民等による自主的な活動」及び「自主的な活動を促進するための県、市町村、県民等による環境整備」の取組であると  
4 しています。（第2条第6号）

## 5 (2) 自助・共助による自主的活動

6 「安全で安心な県づくり」は、県民等が行う自助・共助を基礎とした地域課題解決を図る自  
7 主的な活動を促進し、地域における活動の輪を広げようとするものです。

8 県民の安全・安心を確保することは、行政が果たすべき基礎的な責務（公助）の一つであり、  
9 そのための施策を着実に実施していく必要があります。しかしながら、行政だけで全てを解決  
10 することは困難です。自然災害の発生を防ぐことは難しく、現在も進行している異常気象など  
11 もより深刻になっていく可能性があります。

12 東日本大震災では、自らの生命を自ら守るための  
13 備えの重要性に加え、隣近所の助け合いや数多くのボランティアの  
14 活躍を通して、人と人の絆や身近なコミュニティの大切さが、  
15 改めて認識されました。

16 身の回りの危険に気付き、備えること（自助）、  
17 一人一人では解決できない部分は、地域内や他の地域との間で  
18 互いに支え合うこと（共助）が安全・安心の確保のためには、大変重要になります。



## 20 (3) 公助の推進

21 「自助」、「共助」と併せて、行政が行う「公助」の役割も極めて重要であり、県では、自助・  
22 共助の活動と連携・協働して、公助に取り組んでいきます。

23 「公助」は、ハード面の整備を含め、大変幅広い内容を含んでいますが、県では、基本的に  
24 分野別の部門別計画に基づき施策を推進していくこととしているため、基本計画では、自助・  
25 共助の活動を促進するための施策を中心に公助を記述することとします。

## 27 3 計画の位置付け

29 基本計画と県で定める各種計画との関係は、次のとおりです。

### 31 (1) 福島県総合計画

32 福島県総合計画は県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位  
33 計画です。

34 基本計画は、福島県総合計画の部門別計画として位置付けられており、福島県総合計画に掲  
35 げる県づくりの理念や施策の方向性を共有しながら、より具体的な取組などを記載し、「安全  
36 で安心な県づくり」の観点から総合計画の基本目標の実現を目指します。

## 1 (2) 関係部門別計画等

---

2 基本計画は、それぞれの課題分野ごとに策定する関係部門別計画等における施策のうち、安  
3 全で安心な県づくり条例に基づく9分野において、自助・共助に基づく県民等の自主的活動の  
4 促進に資する施策を総合的に取りまとめたものです。

5 公助として県が主体となるべき施策や、安全・安心が目的であっても条例外の分野については、福島県総合計画を始めとする他の計画に基づいて推進することとしており、進行管理の結果  
6 を共有するなど、相互に連携を図りながら計画を推進します。  
7

## 8 9 4 計画の期間

10 基本計画の期間は、福島県総合計画と目標年度を合わせることとして、令和4（2022）  
11 年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの9年間とします。

12 なお、基本計画の内容や各事項に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 13 14 5 指標の設定と進行管理

15 計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした「指標」を設定し、取組の効果  
16 の検証や適切な評価を行います。

17 また、基本計画に基づく取組の状況や指標等の状況は、毎年度取りまとめの上、公表します。  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

## 第2章 基本方針

## 第2章 基本方針

### 1 基本目標

県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

福島県が、誰にとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、県民全ての基本的な願いです。

東日本大震災や原子力災害以降、避難指示の解除や各種取組の推進により、避難者数はピーク時から約4分の1に減少したものの、いまだ約3万5千人（令和3（2021）年8月現在）の方が県内外で避難を続けています。また、少子化や働き世代の減少により、地域の担い手とこれを受け継ぐ若者たちが少なくなれば、これまで県内で維持されてきた地域コミュニティが衰退するおそれがあります。あわせて、町内会や自治会、消防団などの共助機能の維持が困難になります。

このような情勢も踏まえながら、災害、事件・事故やいわれのない差別などから県民を守り、万が一被害に遭っても軽減が図られ、子どもや高齢者、障がい者などにも十分配慮しながら、震災前より安全・安心が確保され、平穏な県民生活や社会経済活動に速やかに復帰できる力強い地域社会の構築に向け、「県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現」を基本目標として掲げます。

### 2 安全で安心な県づくり（方向性）

本県は、東日本大震災及び原子力災害により、甚大な被害を受け、社会経済情勢が大きく変化しましたが、発災から10年が経過する中で第2期復興・創生期間が始まり、また、廃炉作業が本格化するなど県を取り巻く環境も大きく変動しています。

世界的に気候変動による影響が深刻さを増している中、本県では令和元年東日本台風等による多大な被害が発生しました。さらに、新型コロナウイルス感染症という危機的事象の発生は、復興・再生と人口減少対策、地方創生に大きな影響を及ぼし続けています。

そして、本県が抱える大きな課題が人口減少です。人口減少は地域経済の活力を低下させ、地域社会の維持を困難とするなど、県民生活に深刻な影響を与えることが懸念されています。

安全で安心な県づくりとは、地域における様々な課題の解決を図る県民等の自主的な活動を促進し、その活動の輪に多くの人が関わり、行政を含めたネットワークを形成し、県民の立場から必要となる施策を構築するものです。

「安全」は、基準や規則、慣習など社会的に認められたものから判断されるのですが、「安心」は、県民一人一人がそれぞれの知識や経験、価値観、「安全」に対する信頼などから判断されるものです。「安全」が、必ずしも「安心」に結びつくとは限りません。

県では、県民が、身の回りの危険や不安を理解し、備えるなど、安全確保のための活動を通じて「安全」への認識を深めるとともに、行政と県民等が情報交換と対話によって相互に信頼関係を強化しながら、真に「安心」を実感できる地域社会づくりを進めます。

1 なお、「安心」については、受け手側の心情によって大きく左右されますが、行政などから  
2 安全性に関する情報について客観的データ等と併せて適時適切に分かりやすく、かつ継続的に  
3 情報提供を行うことにより、「安心」につなげる取組を行っていきます。

### 3 各主体の役割

7 安全で安心な県づくりを推進するため、各主体には次のような役割が期待されています。（安  
8 全で安心な県づくり条例第4～7条）

#### 【県民の役割】

- 自らの安全確保に努めるとともに、地域に積極的に関わり、県、市町村及び他の県民等  
が行う施策や活動に協力して、安全で安心な県づくりを推進すること。

#### 【事業者の役割】

- 自らの事業活動に関し安全性を確保するとともに、地域住民の安心の獲得に向け、リス  
クコミュニケーションを行うこと。
- 県、市町村及び他の県民等が行う施策や活動に協力し、安全で安心な県づくりを推進す  
ること。

#### 【地域活動団体の役割】

- 自らの活動目的に従い、様々な主体と連携・協働しながら地域課題解決に向けて自主的  
な活動に取り組み、安全で安心な県づくりを推進すること。

#### 【市町村の役割】

- 安全で安心な県づくりの理念の下、より住民に近い立場から、県民等が行う地域課題解  
決に向けた自主的な活動を促進すること。
- 県と情報を共有し、緊密に連携すること。

#### 【県の役割】

- 基本的かつ総合的な施策を実施するとともに、広域的視点から、県民等が行う地域課題  
解決に向けた自主的活動を促進すること。
- 市町村と情報を共有し、緊密に連携すること。
- 県民等が行う安全で安心な県づくりに関する活動を支援するため、広報活動の充実を図  
るとともに県民等に対して適切な情報提供を行うこと。

## 4 基本的視点（基本理念）

### ① 計画推進の基本姿勢

東日本大震災及び原子力災害により、いまだ数多くの方が県内外で避難を続けていることや、人口減少や少子化、働き世代の減少により地域コミュニティの衰退や町内会や自治体、消防団などの共助機能の維持が困難になるおそれがあるという、本県が抱える非常に重い状況を踏まえ、県では、着実に安全で安心な県づくりを進めるという強い意思を持って、一丸となつて基本計画の推進に取り組みます。

一方で、避難指示が解除された地域では、市町村それぞれの復興計画に基づくまちづくりと住民の帰還が進んでいます。

帰還した住民が地域において安全に安心して暮らしていくように、また、更なる住民帰還を進め復興・創生を図っていくためには、行政はもとより、地域や事業者と連携・協働の上、その環境を整えていくことが重要です。

復興の状況は市町村ごとに異なっており、取組に当たっては、地域の状況を的確に捉えながら、また都市部と農村部の環境の違いなども踏まえ、これらに十分配慮しながら個別施策の推進に取り組んでいきます。

### ② SDGsの理念を踏まえた施策の推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」といいます。）」は、平成27（2015）年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された令和12（2030）年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、これら持続可能な開発目標の達成による「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組むものとなっています。

国が平成28（2016）年12月に策定した「SDGs実施指針」において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。

県の最上位計画である福島県総合計画では、未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服しようとする本県の取組は、SDGsが目指す「誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現」とその方向性が一致していることから、SDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進することとしています。

“誰一人取り残さない”という考え方は、安全で安心な県づくりにとっても重要な視点であり、共通点も多いことから基本計画においてもSDGsの理念を踏まえながら各種施策の推進を図ることとします。

基本計画においては、対象とする9分野の具体的な施策それぞれに関連したSDGsにおける17の目標を示すアイコンを配置し、施策展開における目標及び理念を示しています。



### ③ 安全で安心な県づくりの取組方向

安全で安心な県づくりの取組方向として、以下の5つの視点を基本理念として掲げます。

#### (ア) 県民参画の推進

地域の絆を強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を目指し、県民等が「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下での自主的な活動を推進します。

県民一人一人が、身の回りの危険に気付くこと、そしてできることから取り組んでいくこと(できないことを明らかにすること)が重要です。【自助】

そして、こうした活動を隣近所や友人、学校、職場などへと輪を広げ、多くの人々が支え合う地域社会の形成を目指し、積極的な県民参画を進めます。【共助】

#### (イ) 各主体相互の連携・協働の推進

自助及び共助による活動を地域で実施する様々な主体や県、市町村などが、それぞれ適切な役割分担の下に情報を共有し、相互理解と連携を図りながら協働できるネットワークづくりを推進します。

また、地域の問題解決を図るために、県民や関係機関、NPO、ボランティア等が同じ立場で連携し、協力を更に深め、それぞれの特性を理解しながら協働していく必要があります。

既に多くの地域で、防災や防犯、虐待対策、交通安全、不法投棄対策、悪徳商法対策などの取組が行われています。これらの活動は、分野や目的は異なりますが、担い手や取組方法など多くの点で課題を共有し、連携して取り組んでいける可能性があります。持続可能な取組していくためにも様々なネットワークづくりが有効です。

県としては、こうした様々な分野にわたる県の取組の調整を図りながら、決して縦割りでなく、県民の立場から行政施策を横断的に連携させるとともに、様々な活動主体との協働が図られるネットワークづくりを推進します。

#### (ウ) 分かりやすい情報提供と対話型議論（リスクコミュニケーション）の推進

自助、共助の促進を図るために、行政は、全ての県民へ安全で安心に関する正確な情報を適時適切に、分かりやすく提供する必要があります。

さらに、県や市町村、県民等が、相互に情報交換し、対等かつ丁寧な議論を行い、相互の信頼関係を築くリスクコミュニケーションを推進します。

行政や事業者と県民との間には、情報や専門知識の量や質の点で格差が存在し、このことが県民の不安にもつながっています。

行政や事業者と県民との間で相互に信頼し、協働できる関係を構築し強化できるよう、それぞの立場を十分に尊重しながら、情報交換と対話をを行うリスクコミュニケーションを推進します。

#### (エ) 県民の基本的人権の尊重

個人の自由やプライバシーなど県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害することのないよう十分に合意形成を図りながら、安全で安心な県づくりを推進します。

安全性を高めようとすればするほど、利便性や経済的利益、個人の行動の自由等が制約され、プライバシーが損なわれる可能性があります。

1 このような関係を前提として、リスクコミュニケーションを行い、合意点を見いだし、県民の  
2 基本的人権と安全確保を両立させる努力を続けます。

3

4 **(才) 人材の育成（人づくり）の推進**

---

5 安全で安心な県づくりを進め、持続的な取組とするために、防災、防犯、環境、医療、食の  
6 安全など安全・安心に関わる人材をいかに育成していくかが重要となります。

7 正しい知識を持ち、自分で考え、判断し、情報を発信することのできる能力を持つ人材を育  
8 成するため、学びの機会の充実を図ります。

9 東日本大震災で示された本県の温かな人間性や絆を今後の安全で安心な県づくりや復興・創  
10 生にいかし、次の世代につなげていくためにも、安全・安心に大きな役割を果たす人材の育成  
11 に努めます。

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

1  
2

## **第3章 県における推進施策**



## 第3章 県における推進施策

### 第3章の位置付け

各部局各課等がそれぞれの所掌する分野において、福島県総合計画や部門別計画等に必要な施策を掲げ、これらに基づいて具体的な事業を実施しています。

この章では、こうした各計画等の施策の中から、安全・安心に関する地域課題解決への県民等の積極的な参画を促すものなど、「安全で安心な県づくり」の具体化に向け、県が実施する施策を取りまとめ、「現状と課題」と「施策展開の方向性」を分野ごとに整理するとともに、施策の推進に関連し、自助・共助・公助の観点から県民・各種団体等・市町村の各主体に期待される役割を整理しています。

なお、県の役割は、県民等の自主的活動を促進するための環境整備であることから、ここでは、「安全で安心な県づくり」のための①意識の啓発、②知識・技術の習得、③ネットワークづくり、④情報交換と対話、のいずれかを目的としたものを中心に記載しています。

従来のいわゆる縦割り行政ではなく、横断的に連携を図りながら関係施策を効果的に行うために取りまとめたものです。

#### 第2章 基本方針

基本目標

安全で安心な県づくり

基本的視点（基本理念）

#### 第3章 推進体制

- 1 防災の推進
- 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進
- 3 防犯の推進
- 4 虐待等対策の推進
- 5 交通安全の推進
- 6 医療に関する県民参画等の推進
- 7 食品の安全確保の推進
- 8 生活環境の保全
- 9 消費者の安全確保の推進

(指標について)

- 県の最上位計画である福島県総合計画においては取組の成果を表すため以下の指標を設定しています。
  - ・基本指標（成果指標）：施策によって、課題解決をどれだけ達成したかの成果を測る指標
  - ・補完指標：課題解決の達成状況を直接的に測る指標ではないが、課題や取組の現状分析に資する指標
- 基本計画は、広範にわたる9分野を対象として総合的な施策推進が必要となるため、各分野の施策達成度を測る指標として総合計画の「基本指標（成果指標）」「補完指標」の考え方を取り入れ、各指標を設定しています。

また、目標値の設定についても同様に、「目指す将来の姿の実現に向け、全国との比較、国で定める目標値との整合や過年度実績、将来予測などを踏まえ」設定するという福島県総合計画での各指標の設定の考え方を取り入れています。

# 1 防災の推進



## 目標

自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現します。

## 現状と課題

### 【はじめに】

本県は、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災等により甚大な被害を受けました。その教訓を踏まえて、県では危機管理部を新設し、災害対応の拠点となる危機管理センターの運用を開始して防災の推進に取り組んできました。

そうした中、令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風と2週間後の大震（以下「令和元年東日本台風等」といいます。）により本県は再び大きな被害を受け、32名の方が災害を直接の要因として亡くなられたほか、多数の住家被害が発生しました。このため、県では有識者を交えた災害対応検証委員会を設置して、住民避難行動や県の災害対応について検証（以下「検証事業」といいます。）を行い、令和2（2020）年9月に、本県が社会全体で災害に対応していくための提言を頂きました。

また、東日本大震災から10年が経過しましたが、東北地方太平洋沖地震の余震域では大震災以前と比較して地震の発生数が多い状態が続いている。近年は、国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」の検討が進み、新しい地震被害想定が公表されたことから、本県も新しい知見に基づき震災対策を強化していく必要があります。

頻発・激甚化する風水害、いつ発生するか分からない巨大地震、大規模火災・事故、テロなど、様々な災害に対応するため、これら検証事業や最新の知見に基づく災害想定などを踏まえ「自助」・「共助」・「公助」の取組を強化し、県民が安全で安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現する必要があります。

### 1 防災意識について

- 東日本大震災及び原子力災害から10年が経過し、災害記憶の風化や震災を経験していない世代の増加に伴い、大規模災害に対する県民一人一人の防災意識の低下が懸念されています。過去の災害で得た教訓や風水害の激甚化等を踏まえて、効果的な周知啓発や防災教育を行うなど、県民の防災意識を向上させるための取組を行う必要があります。
- 令和元年東日本台風等の検証事業で実施した被災世帯を対象としたアンケート調査によると、市町村が発令した「避難情報」をきっかけに避難した方は少なかった一方で、事前に具体的な計画を立てていた方ほど早めの避難行動をしていましたことが分かりました。この調査結果を踏まえて、県民が迅速かつ適切な避難行動を実践するための取組を行う必要があります。

### 2 地域防災活動について

- 大規模な風水害や地震が発生した場合、消防や自衛隊など公助の力のみで全ての方を救助・救出することは不可能です。災害時等に地域で声を掛け合って避難したり安否確認したりできる共助の仕組みをつくっておくことが命を守ることにつながります。また、避難した後の避難所生活においては、地域が主体的に避難所運営に関わることで環境が改善します。検証事業で実施した市町村ヒアリングでは、そのような自主防災組織による命を守る地域防災活動が確認されており、その取組を充実させていく必要があります。
- 自主防災組織は地域の共助の中心となって活動する地域防災活動の要となる組織です。本県においては、近年高齢化等の様々な理由から自主防災組織力バー率が低下しており、地域防災活動を活性化させていく必要があります。

### 3 消防防災活動について

- 消防防災活動は常備消防だけでは限界があることから、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき活動する消防団の活動が重要となります。近年の少子化や社会経済情勢の変化に伴い、本県の消防団員数は年々減少していることから、消防団の加入を促進して地域防災力の充実強化を図る必要があります。
- 大規模災害・林野火災、事故等が発生した際は、自主防災組織や消防機関、消防防災航空隊（消防防災ヘリコプター）に加えて、警察や自衛隊、DMATなど様々な機関が活動します。有事の際に各機関が機動的に災害対応を行

1 えるよう、速やかな応援要請や連携した防災活動を実施できる体制を平時から構築する必要があります。

## 2 3 4 防災体制について

- 4 令和元年東日本台風等で亡くなった方の約65%は高齢者であり、その多くは自宅で被災されました。検証事業  
5 では命を守るために行政の取組として、切迫感のある避難情報を早期に発令して県民へ伝達すること、自力で避難  
6 することが困難な避難行動要支援者への支援体制を早急に強化することなどの提言<sup>\*</sup>を頂き、これらの実現に向けて  
7 防災体制を整備していく必要があります。
- 8 災害時の避難所の生活環境改善や新型コロナウイルス感染症への対応強化に市町村等と連携して取り組むとともに  
9 に、被災された方の生活を速やかに再建するための体制を整備する必要があります。
- 10 激甚化する風水害や大規模地震等に対応するため、検証事業で頂いた提言<sup>\*</sup>等を踏まえて、本県の防災体制を継  
11 続的に強化していく必要があります。

12 ※ 提言の内容については、別紙「令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書（概要版）」参照

## 14 施策展開の方向性

- 16 ● 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 18 1 防災意識の向上と避難行動の実践

- 20 防災に関する出前講座や防災教育、地域における防災訓練等を通じて、過去の災害で得た教訓や激甚化する  
21 風水害の現状について県民の理解を深め、防災意識の向上を図ります。
- 22 県民が災害時に適切な避難行動を実践できるよう、地域の災害リスクを周知するとともに、平時から自分の  
23 避難行動（自宅等の水害リスク、避難場所やそこまでの経路、避難のタイミング等）を考える「マイ避難」の  
24 取組を推進します。



### 26 2 地域防災活動の充実

- 28 自主防災組織の活動を促進するための研修会や訓練支援などを実施して、地域防災活動の充実を図ります。
- 29 地域防災活動の要となる自主防災組織の新規設立を促進するために市町村や町内会を支援し、県内自主防災組織  
30 カバー率の向上を図ります。
- 31 地域の共助の要となる人材を増やすための取組を実施して、地域防災力の向上を図ります。



### 33 3 消防防災活動の充実

- 35 地域の安全と安心の根幹を担う消防団について、団員の確保と体制の強化に向けた支援を行います。
- 36 大規模災害やテロ等が発生した際に各防災機関が円滑に活動できるようにするため、平時から訓練等を実施して、  
37 連携体制の強化を図ります。
- 38 消防防災ヘリコプターによる広域的・機動的な消防防災活動を実施します。



### 40 4 防災体制の整備

- 42 災害時に県民が命を守る早めの避難行動を実践できるよう、市町村の避難情報の早期発令を支援するとともに、  
43 県民に分かりやすい防災情報の発信の在り方について検討を進めます。
- 44 市町村や地域、事業者等と連携して、社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりに取り組みます。
- 45 避難所や福祉避難所の指定を進めるとともに、感染症対策を含む避難所の運営体制の強化を支援します。
- 46 災害時に物資や応援職員を速やかに受入できるよう、受援体制を強化して県の災害対応能力の強化を図るととも  
47 に、被災者生活再建支援を早期に実施するための体制づくりに取り組みます。

4 **1 防災意識の向上と避難行動の実践**  
56 ○防災に関する普及啓発  
7

8 防災に関する出前講座やセミナーの実施、ホームページ・各種広報媒体やイベント等による普及啓発、県危機管理  
9 センター見学の積極的な受入などを通じて、地震や津波、風水害等を始めとした様々な災害に対する県民一人一人の  
10 防災意識の高揚を図ります。

11 ○「マイ避難」の推進  
12

13 「ふくしまマイ避難ノート」や「マイ避難シート作成専用サイト」等を活用して、災害を自分ごとと捉え、日頃から適切な避難行動を考える「マイ避難」の定着・実践に向けた啓発活動に取り組みます。

14 ○学校における防災教育の実施  
15

16 防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや本県の災害リスク、災害時の正しい行  
17 動、負傷者に対する応急処置について学ぶことにより、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判  
18 断で行動できるよう取組を進めます。

19 ○防災訓練の促進  
20

21 将来想定される地震等の災害について県民へ広く周知を図るとともに、地域や市町村における防災訓練の実施を促  
22 進します。

23 ○震災教訓等の伝承  
24

25 東日本大震災・原子力災害や自然災害等に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、その教訓を次  
26 世代に伝承します。

27 **2 地域防災活動の充実**  
2829 ○自主防災組織の活動促進  
30

31 自主防災組織の活動を促進するため、市町村や自主防災組織を対象とした研修会等を開催し、地域における地区防  
32 災マップや地区防災計画の作成を支援します。

33 ○自主防災組織新規設立の支援  
34

35 市町村へ必要な助言を行うとともに、自主防災組織のアドバイザーを派遣するなどして、自主防災組織の新規設立  
36 を支援します。

37 ○地域防災活動の中心となる人材の育成  
38

39 地域における共助の中心となる人材を一人でも多く育成するため、地域の指導的立場にある方（町内会長）等を対  
40 象に、自主防災組織の活動に関する研修会を開催します。

41 ○災害ボランティアセンター等との連携強化  
42

43 大規模災害時に、被災者支援の重要な役割を果たしている災害ボランティア等が円滑に活動できるよう、災害  
44 ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会やボランティア団体、その他関係団体との連携協力関係  
45 の強化を図ります。

46 **3 消防防災活動の充実**  
4748 ○消防団の充実強化に向けた取組  
49

50 高校等における消防防災出前講座の開催や事業所訪問、消防団員の魅力向上につながるようなインセンティブ事業

の実施等により消防団への理解と加入の促進を図るとともに、市町村に対し火災予防活動や大規模災害時の活動など一定の消防団活動のみを行う機能別団員制度の導入を促進します。

#### 【消防団員数の推移】



出典：県消防保安課調べ

#### ○防災機関が連携した各種訓練の実施

「福島県地域防災計画」に基づき実施する「総合防災訓練」を始め、避難指示区域内を想定して実施する「大規模火災対応訓練」、「多数傷病者対応訓練」などの各種訓練を実施し、防災関係機関、市町村、自主防災組織、医療機関、地域住民等との連携強化を図ります。

#### ○テロ等対応能力の向上に向けた訓練の実施

「福島県の国民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国等と連携・協力して「国民保護訓練」を実施し、大規模テロ等における対処能力の向上を図ります。

#### ○消防防災ヘリコプターによる消防防災活動の実施

消防防災ヘリコプターを活用して救助活動や消火活動などの消防防災活動を行うとともに、平時から必要な訓練を実施します。

また、近隣自治体との災害時応援協定や消防庁の緊急消防援助隊の応援制度に基づき、大規模災害時の応援・受援体制の強化を図ります。

#### ○災害派遣医療チーム（DMAT）等の整備

災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を整備するとともに、DMAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。

また、災害拠点病院、消防防災機関、ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受入に対応できる医療体制の強化を図るとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備を図ります。



### 4 防災体制の整備

#### ○迅速な避難行動に向けた取組

令和3（2021）年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等を踏まえ、県民へ避難情報や警戒レベル情報の意味、テレビのデータ放送をはじめとした防災情報の入手方法などを継続的に周知していきます。

また、災害の発生が予想される場合には、気象台と連携して市町村や関係機関へ防災情報を提供するとともに、必要な避難情報が漏れなく早期に発令できるよう市町村を支援します。

#### ○効果的でわかりやすい防災情報の発信

平時から県ホームページや各種広報媒体を活用して、「マイ避難」をはじめとした災害への備えを呼びかけるとともに、市町村が作成する各種ハザードマップ等を周知して県民へ地域の災害リスク等を伝達します。

1 また、気象台等と連携して、気象情報や土砂災害警戒情報、火山の噴火警報などを県公式防災ツイッター等で発信  
2 し、県民の注意喚起を行います。

3 さらに、県民が防災情報（気象情報、河川の水位情報、住民避難情報、避難所開設情報等）をわかりやすく入手で  
4 きるようにするため、情報通信ネットワークの充実強化や防災情報の発信の在り方について検討を進めます。

## 5 ○避難行動要支援者個別避難計画の作成支援

6 市町村の避難行動要支援者個別避難計画作成を支援するため、必要な助言を行います。

7 また、市町村（防災部局・福祉部局）や地域（自主防災組織等）や民間事業者（福祉事業者やタクシー事業者等）  
8 等が広く連携して、地域性を考慮したより実効性の高い計画を作成できるよう、計画作成事例の収集を行うとともに、  
9 市町村へ横展開して情報の共有を図ります。

## 10 ○避難所の運営改善や福祉避難所の機能強化

11 市町村等と連携しながら、避難所に必要な物資を備蓄するとともに、企業との災害時応援協定に基づく物資支援等  
12 を活用して、避難所における生活環境の改善やプライバシーの確保、新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みま  
13 す。

14 また、災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに、福祉機  
15 器等の調達等、福祉避難所の機能強化を支援します。

16 なお、災害時には、避難所アセスメントシート等を活用して避難所に係る情報をきめ細やかに収集し、物資の提供  
17 や保健師の派遣などを速やかに実施します。

## 18 ○避難所における災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣体制の整備

19 大規模災害発生時における要配慮者の支援体制を整備するため、福祉や介護等の専門職団体を中心とした災害福祉  
20 支援ネットワークの構築に取り組みます。

21 また、避難所において災害関連死につながる二次被害を防止するため、避難所等における福祉ニーズの把握や、緊  
22 急に介入が必要な要配慮者のスクリーニング、福祉避難所や福祉施設等との連携・調整、要配慮者の相談に応じた関  
23 係機関への情報提供や支援のコーディネート等を行う、災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備に努めます。

## 24 ○受援体制の整備

25 大規模災害時に備えて、官民の連携強化により災害対応が効果的に行えるよう、民間企業や関係団体との連携協定  
26 の充実を図ります。

27 また、市町村が災害時に他の自治体からの応援職員を円滑に受け入れ、増大する業務に速やかに対応できるよう、  
28 市町村の災害時受援計画の策定を支援し、被災者の生活再建や災害復旧が迅速に行える体制を整備します。

## 29 ○市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用

30 住家被害の調査においては、先進地を参考に市町村や各種団体と連携しながら認定調査の迅速化・効率化に努め、  
31 罹災証明書の速やかな発行を支援します。

32 また、被災者生活再建支援制度による支援金や災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸し付けなどの各種支援制度  
33 について県民へわかりやすく情報提供し、早期の生活再建を支援します。

## 34 ○被災宅地危険度判定士による支援

35 地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生  
36 状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。

## 37 ○被災建築物応急危険度判定士による支援

38 大規模地震時には、市町村の要請により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物の倒壊等  
39 の危険性を判定することにより、生命に関わる二次被害の防止を図ります。

## 1 2 関係者に期待される役割

3 4 市町村 (公助)	• 発災時（前）には空振りを恐れず早期に住民避難情報を発令するようお願いします。 • 避難行動要支援者の個別避難計画や市町村の災害時受援計画の策定をお願いします。
5 6 7 8 関係団体等 (共助)	• 自主防災組織の活動を通じて地区防災マップや地区防災計画の作成、防災訓練の実施をお願いします。 • 事業者の皆様には、従業員の消防団活動への参加についてご理解いただき、活動に参加しやすい環境の整備についてご協力をお願いします。
9 県民 (自助)	• 平時から、市町村が作成するハザードマップ等で自宅の水害リスクなどを確認して「マイ避難」計画を策定いただくとともに、災害が発生するおそれがある場合は、自分や大切な人の命を守るため、速やかな避難行動を実施するようお願いします。

## 7 指標

### 8 9 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
自主防災組織活動力バー率	令和2年度 75. 2%	令和12年度 90. 0%	
消防団員数の条例定数に対する充足率	令和2年度 88. 4%	令和12年度 88. 4%	
本県における防災士認証登録者数	令和3年度 2, 902人	令和12年度 4, 880人	
災害時受援計画の策定市町村数	令和2年度 15市町村	令和12年度 59市町村	
土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	令和2年度 8%	令和12年度 100%	
被災宅地危険度判定土の人数	令和2年度 572人	令和12年度 700人	
被災建築物応急危険度判定土の人数	令和2年度 1, 713人	令和12年度 2, 000人	
自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	令和3年度 47. 1%	令和12年度 47%以上	※意識調査

10

### 11 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	令和3年度 39市町村	令和12年度 59市町村	
大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っていると回答した県民の割合	令和3年度 45. 8%	令和12年度 100%	※意識調査

指標名	現況値	目標値	備考
災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合	令和3年度 9. 5%	令和12年度 30. 0%以上	※意識調査
災害医療コーディネーター数	令和3年度 16人	令和12年度 30人	
消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合	令和2年度 37. 3%	令和12年度 78. 3%	
住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	令和3年度 16. 7%	令和12年度 28. 0%以上	※意識調査
災害時の取るべき行動について考える「マイ避難」の取組について知っていると回答した県民の割合	令和3年度 25. 3%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

1

2

## 関係する主な計画等

3

- 4 福島県総合計画（企画調整部）
- 5 福島県地域防災計画（危機管理部）、地震防災緊急事業五箇年計画（危機管理部）
- 6 福島県石油コンビナート等防災計画（危機管理部）、福島県の国民の保護に関する計画（危機管理部）
- 7 福島県医療計画（保健福祉部）、福島県災害医療行動計画（保健福祉部）
- 8 福島県土木・建築総合計画 安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくりプラン（土木部）
- 9 福島県水防計画（土木部）、福島県下水道防災計画（土木部）、福島県耐震改修促進計画（土木部）

## 1 令和元年東日本台風及び令和元年10月25日大雨の主な被害状況について（第2章2-2）

- ◆人的被害 災害直接死32名、災害関連死6名、重傷者1名、軽傷者58名（R2.8.11時点）
- ◆建物被害 全壊1,470棟、半壊12,311棟、一部損壊6,559棟、床上浸水1,022棟、床下浸水432棟（R2.8.11時点）
- ◆河川被害 【国管理】阿武隈川で決壊1箇所、越水19箇所、溢水計6箇所 【県管理】破堤49箇所（23河川・17市町村）
- ◆避難者数・避難場所開設数 26,175人・510箇所（各市町村最大避難人数の合計とその時の避難場所開設数）
- ◆ライフライン 電気：延べ停止戸数43,442戸（39市町村） 水道：最大77,400戸断水

## 2 検証事業の概要

## ◆検証事業の目的（第1章1-1）

被災世帯を対象としたアンケート調査により住民の避難行動を検証し、住民が迅速で的確な避難行動を行うための自助・共助・公助の今後の取組について示す。また、今後の県の災害対応を改善するための方向性や具体的な取組を検討し、もって災害対応に強い県づくりに向けた取組について示す。

## ◆検証委員会（第1章1-2）

- ＜委員＞ 佐々木 康文（委員長）（福島大学 教授）、中林 一樹（東京都立大学 名誉教授）、田村 圭子（新潟大学 教授）、長林 久夫（日本大学 名誉教授）、阿部 恒之（東北大学大学院 教授）、県危機管理部長、県保健福祉部長、県土木部長  
 ＜開催記録＞ 第1回（R2.2.1）、第2回（R2.2.29）、第3回（R2.5.15 書面）、第4回（R2.5.31）、第5回（R2.8.3）、第6回（R2.9.7）

## ◆住民避難行動調査（第3章3-2）

被災世帯（13市町・約1万3千世帯）を対象として、日頃からの防災の備えや避難行動などに係るアンケート調査を実施。

## ◆市町村の災害対応状況調査（第3章3-1）

- 県内12市町村を対象に県との連携や避難情報の発令などの災害対応に係るヒアリング調査を実施。
- 県内全市町村を対象に避難行動要支援者への対応や避難場所の開設・運営状況について調査を実施。

## ◆県災害対策本部の活動に係る課題（第4章4-2）

従事した職員からのアンケート等から運営の課題について整理。

## ◆検証事業中間報告

6月の出水期を前に水害から命を守るために「県民の皆様の迅速で的確な避難行動に向けた取組」を取りまとめ。（避難情報の早期発令、「マイ避難」の推進など）

## ◆検証事業最終報告（第3章3-5、第5章、第6章）

検証事業のまとめとして、「命を守るために避難行動に係る取組」と「県の災害対応の改善に係る取組」を取りまとめ。

1

## 3 検証結果

## ① 命を守るために避難行動に係る取組（第6章（1））

## 市町村の災害対応状況調査結果概要

## ◆避難情報の発令

- 人的被害が発生したほとんどの市町村では河川が氾濫する前に警戒レベル4情報を発令。
- 避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3情報を発令せず警戒レベル4情報を発令していた。
- 避難情報を発令しなかった市町村においては、自主避難所を開設。

## ◆避難行動要支援者への対応

- 避難行動要支援者の人数に対して支援者の人数が不足。
- 避難行動要支援者名簿が活用されていない。
- 個別計画の有効性に乏しい。

## ◆避難場所・避難所の開設と運営

- 風水害時の避難情報を当該地域の全住民を対象に発令した結果、見込みより避難者が多くなり、避難場所が一杯になった。
- 人手不足等により、ハザードマップに記載している避難場所を全て開設できなかった。

## 住民避難行動調査結果概要

## ◆避難情報の入手や避難行動

- 大半の人は「テレビ」や「エリアメール」を中心に様々な情報源から避難情報を入手。
- 「避難情報」をきっかけに避難した方は少なく、身に危険が迫っていることを感じてから避難行動を起こした人が多い。
- 事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難をしていた。

## 人的被害状況

## ◆亡くなった方の分析

- 65.6%が65歳以上の高齢者であり、そのうち7割が自宅の1階で被災。
- 34.4%は外出中に被災。
- 18.8%は仕事中に被災。

## 新型コロナウイルス感染症対策

- 避難場所・避難所の3密を避けるため、感染症対策の徹底・強化が必要。

## 今後の取組

## ◆迅速な避難行動に向けた取組

- 市町村は空振りを恐れず避難情報を早期に発令する。[公助]
- 県は避難情報発令状況をリアルタイムで把握して、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村へ助言する。[公助]
- 避難情報は雨量や河川の水位など、より切迫感のある情報と併せて発令する。[公助]
- 住民に対し避難情報の意味や入手方法に加え、警戒レベル情報や相当情報の意味を周知する。[公助]
- 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進する。[自助]
- 商工団体への呼びかけ。[公助]

## ◆避難行動要支援者への支援強化

- 行政・地域・民間事業者が協働して社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を構築する。[共助] [公助]
- 避難行動要支援者名簿や個別計画の有効性を高め、関係機関で共有する。[共助] [公助]

## ◆新型コロナウイルス感染症対策

- 市町村は地域などと連携して開設できる避難場所を増やすとともに、民間のホテル・旅館などを避難場所として活用する。[公助] [公助]
- 「マイ避難」の取組により親戚・知人宅への「分散避難」を図る。[自助] [公助]
- 感染症を防ぐための物品（マスク・消毒液など）を備蓄するとともに、避難する方が携行するよう呼びかける。[自助]

## 水害による死者をゼロにする災害文化の定着

今回の被災経験を踏まえて、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築すること。[自助] [共助] [公助]

2

## ② 県の災害対応を改善するための取組（第6章(2)）

県災害対策本部の主な活動	主な問題点・課題	県災害対応の改善に係る取組
<p>◆初動対応（発災直前～大雨特別警報解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報発表前から県防災事務連絡システムにより市町村の避難情報を把握した。</li> <li>・大雨特別警報発表前に県災害対策本部体制に移行した。</li> <li>・物資要望対応や災害救助法適用に係る調整を速やかに開始した。</li> <li>・自衛隊や緊急消防援助隊の要請を行った。</li> <li>・救助やヘリコプター運用の調整を開始した。</li> <li>・4市町へ県リエゾンを派遣した。</li> </ul> <p>◆応急期（大雨特別警報解除～発災3日目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全市町村へ県リエゾンを派遣した。</li> <li>・自衛隊と連携して給水支援対応を行った。</li> <li>・避難所から要望を聞き取り運営支援を行った。</li> <li>・災害ボランティアなどを速やかに受け入れるために、高速道路無料化に係る調整を行った。</li> <li>・県備蓄物資、国のプッシュ型支援、災害時応援協定などにより物資の調達と搬送を調整した。</li> </ul> <p>◆復旧期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県の支援を受けて住家被害認定調査に係る支援を速やかに開始した。</li> <li>・被害の大きい13市町村へ管理職リエゾンを派遣し、首長の要望対応などを行った。</li> <li>・派遣要望のあった市町村へ各部局協力の下で県職員の応援派遣（避難所運営や罹災証明書交付支援）を行った。※ 延べ2,977人・日</li> <li>・県ホームページのトップページを災害用にして被害状況や支援の情報を発信した。</li> <li>・住宅の応急修理や賃貸型応急修理に係る支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初動において情報収集・整理に混乱があった。</li> <li>○ 先を見通した災害対策本部事務局運営ができる体制が構築されていなかった。</li> <li>○ 24時間3交替制勤務が続き、職員が疲弊した。</li> <li>○ 事務局職員が入れ替わり、業務の連續性を確保することが難しかった。</li> <li>○ 初動対応に必要な人員が不足した。</li> <li>○ 県や市町村の受援体制が整っていなかった。</li> <li>○ 住家被害認定調査の開始に向けた市町村支援の着手が遅れた。</li> <li>○ プッシュ型支援を始めとした物資支援の対応について当初混乱が見られた。</li> <li>○ 県防災事務連絡システムだけでは必要な情報を収集することができなかった。</li> <li>○ 被災地の写真等が少なく、被害像を掴むことが難しかった。</li> <li>○ 事務局各班が入手した情報を共有することが難しかった。</li> </ul>	<p>◆災害対策本部事務局の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指揮統制機能や情報収集分析機能などを強化する。</li> <li>○ 長時間労働対策など事務局職員の業務の安全の確保に取り組む。</li> <li>○ 災害対策本部事務局（指揮統制機能）と各部局（事案対処）の役割分担を明確化する。</li> <li>○ 組織運営の緊急時への切替を行う。</li> </ul> <p>◆災害対応の事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な対応手順や体制を確立し、業務負担の軽減と迅速な対応策の実施に向けた取組を行う。</li> <li>・市町村も含めた県の受援体制を整備する。</li> <li>・速やかな住家被害認定調査の開始に向けた準備をする。</li> <li>・民間ノウハウを活用して県備蓄品等の保管管理や速やかな配達を行う体制を整備する。</li> </ul> <p>◆発災時の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県リエゾンのIT機器等を通じた速やかな情報共有がなされる体制を構築する。</li> <li>○ 将来的に被災情報などをクラウドシステム上などに集約し、県、市町村及び関係機関で即座に共有するシステムを構築することを検討すべき。</li> </ul>
		3

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27



## 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進



### 目標

原子力発電所周辺地域の安全が確保され、  
県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保します。

### 現状と課題

#### 【はじめに】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、廃炉に向けた取組が進められており、今後、1・2号機の使用済燃料の取り出しや1～3号機の燃料デブリの取り出し等が行われる予定です。

また、東京電力福島第二原子力発電所については、令和元（2019）年9月に廃炉が決定し、令和3（2021）年6月から廃炉作業が開始されました。

長期にわたる二つの原子力発電所の廃炉作業は、安全かつ着実に実施される必要があります。

#### 1 廃炉・汚染水・処理水対策について

- 福島第一原子力発電所の廃炉については、これまでの取組により着実に前へと進んでいる一方で、廃炉作業に伴うトラブルが相次いで発生しており、多くの県民が不安を感じています。さらに、福島第二原子力発電所の廃炉についても、福島第一原子力発電所の廃炉と並行して進められることから、引き続き、東京電力に対し、二つの原子力発電所の安全対策に万全を期すとともに、着実に廃炉作業を進めるよう求めていく必要があります。
- ALPS処理水については、令和3（2021）年4月に、「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が国において決定されましたが、この基本方針については、海洋放出に反対する意見、新たな風評を懸念する意見、陸上保管の継続による復興や住民帰還への影響を危惧する意見など、様々な意見が示されています。
- ALPS処理水の処分によって、これまで県民が積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、県が国に対し申し入れた「関係者に対する説明と理解」、「浄化処理の確実な実施」、「正確な情報発信」、「万全な風評対策と将来に向けた事業者支援」及び「処理技術の継続的な検討」の5つの項目について、確実に実施される必要があります。

#### 2 環境放射線モニタリングについて

- 原子力発電所周辺地域において、発電所からの放射性物質の放出を監視するためのモニタリング体制を充実させるとともに、測定結果の迅速かつ分かりやすい公表に努め、県民の安全と安心の確保を図る必要があります。
- ALPS処理水の海洋放出については、新たな風評が生じることを懸念する声が多く上がっており、県民の安心確保と新たな風評を抑制するため、モニタリングを強化していく必要があります。

#### 3 原子力防災体制について

- 令和3（2021）年2月に福島県沖で発生した最大震度6強の地震では、大きなトラブルには至らなかったものの、福島第一原子力発電所においても、1号機及び3号機の原子炉格納容器における水位低下などの事象が発生しました。原子力災害についても、いつ起きるか分からぬという認識のもと、日頃からの備えが重要です。
- 緊急事態における原子力発電所に係る様々な事象に対応し、原子力発電所周辺地域を始め県民の安全・安心を確保するため、原子力防災体制の充実・強化を図る必要があります。
- 原子力災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、関係機関と調整しながら、短期間で迅速かつ的確に判断し、災害対応を行う必要があります。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 1 原子力発電所の安全監視とALPS処理水への対応

- ・ 原子力発電所については、法令等により国が安全規制を一元的に担っていますが、県と周辺市町村は、事業者との間で締結している原子力発電所周辺地域の安全を確保するための協定などにより、一体となって長期にわたる廃炉に向けた取組を監視し、地元自治体の立場から県民の安全と安心の確保に取り組みます。
- ・ 福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業について、長期的な監視を継続するとともに、廃炉作業の進捗状況や県の安全監視の取組について、県民に分かりやすい情報提供を行います。
- ・ ALPS処理水の処分に関する基本方針に対しては、様々な意見が示されており、県が国に対し申し入れたらつの項目について、国が責任を持って対応するよう関係部局が連携し取り組みます。



### 2 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信

- ・ 原子力発電所周辺の空間線量率、空間積算線量、降下物、大気浮遊じん、土壤、上水、海水、海底土等の環境モニタリングの実施と測定結果の公表について、ホームページや広報誌等を通じて迅速かつ分かりやすい情報提供を行っていきます。
- ・ ALPS処理水の海洋放出については、国等に対してモニタリングの強化・拡充を求めるとともに、県が行うモニタリングについて強化を図ります。



### 3 原子力防災体制の充実・強化

- ・ 県内原子力発電所において緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、原子力防災訓練を始めとする各種訓練の実施や防災資機材の更新、各種研修等を実施します。

#### (参考) 中長期ロードマップ

「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（中長期ロードマップ）は、福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく上で、基本的な考え方や主要な目標工程等を政府が定めたものです。

取組項目	主な目標工程 (中長期ロードマップ)	現在の取組状況
汚染水対策	汚染水発生量の抑制 150 m <sup>3</sup> / 日 程度に抑制（2020年内） 100 m <sup>3</sup> / 日 程度に抑制（2025年内）	汚染水発生量を抑制するため、原子炉建屋・タービン建屋等への屋根の設置・補修や敷地舗装（フェーシング）等の雨水対策を進めている。
使用済燃料プールからの燃料取り出し	1～6号機の燃料取り出しの完了 (2031年内)	1号機：原子炉建屋上部のがれき撤去のための大型建屋カバー設置作業を進めている。 2号機：プール内の調査を実施し、核燃料等の損傷は確認されなかった。 3号機：2021年2月に燃料の取り出しが完了した。 4号機：2014年12月に燃料の取り出しが完了した。
燃料デブリ取り出し	初号機の燃料デブリの取り出し開始 (2号機から着手) ※ 2022年頃に延期	1号機：追加の格納容器内部調査及び分析を計画している。 2号機：燃料デブリ取り出しに向けたロボットアームを開発している。 3号機：追加の格納容器内部調査及び分析を計画している。
廃棄物対策	がれき等の屋外一時保管解消 (2028年度内)	ガレキや伐採木、使用済保護衣を焼却する増設雑固体廃棄物焼却設備及び低・中線量のガレキ等の分析を行う施設の整備を進めている。

4 **1 原子力発電所の安全監視とA L P S処理水への対応**  
56 ○原子力発電所の安全監視  
7

8 福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が、中長期ロードマップや廃止措置計画等に基づき安全かつ着実に進められるよう、現地駐在職員や、専門家と県、関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」などの取組により厳しく監視します。

9 10 また、現地での監視体制の強化について検討するとともに、廃炉監視に的確に対応できるよう専門的知識を持った  
11 人材の確保・育成に努めます。

12 ○廃炉の進捗状況等の情報提供  
13

14 廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組等については、ホームページや広報紙等を通じて迅速かつ分かりやすい情報  
15 提供を行います。

16 ○A L P S処理水への対応  
17

18 A L P S処理水については、国が前面に立ち、安全はもとより国内外に向けた正確な情報発信や万全な風評対策等  
19 に関係省庁が一体となって取り組むよう引き続き求めていきます。

20 また、県においても、風評払拭に向けて、効果的な情報発信を進めていきます。

21 **2 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信**  
2223 ○環境放射能の監視、測定及び公表  
24

25 原子力発電所周辺地域において環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を実施するととも  
26 に、原子力発電所周辺の土壤、飲料水等の環境試料について、定期的に放射能の分析測定を行い、その結果について  
27 公表します。

28 ○A L P S処理水のモニタリング強化  
29

30 国等に対してモニタリングの強化・拡充を求めるとともに、A L P S処理水の海洋放出に伴う環境中の放射性物質  
31 濃度の変化を確認するため、海水等のモニタリングを強化し、結果については、ホームページ上で分かりやすく情報  
32 発信していきます。

33 **3 原子力防災体制の充実・強化**  
3435 ○原子力防災訓練  
36

37 国や市町村、関係機関と連携し、広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施します。

38 ○原子力防災資機材の更新  
39

40 サービイメーターや保護具など緊急的に必要な原子力防災活動資機材を計画的に整備するとともに、適切に管理を  
41 行います。

42 ○原子力防災研修会の開催  
43

44 原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るため、県や市町村、防災関係機関等の職員  
45 を対象に、基礎的又は専門的な知識と技術を習得するための研修会を開催します。

## 1 関係者に期待される役割

2

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策重点区域を含む市町村においては、広域避難を含め原子力災害を想定した体制整備等をお願いします。</li> <li>原子力災害対策重点区域以外の市町村においても、他市町村からの避難者の受け入れや住民等への情報提供など、原子力災害発生時に必要となる対応への体制整備等をお願いします。</li> </ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害を想定した避難訓練の実施について協力をお願いします。</li> </ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等が実施する原子力災害を想定した避難訓練への参加に協力をお願いします。</li> <li>放射線についての正しい理解をお願いします。</li> </ul>

3

4

## 5 指標

6

## 7 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	令和3年度 29.1%	令和12年度 29%以下	※意識調査

8

## 9 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
市町村における原子力防災訓練実施回数	令和2年度 3回	令和12年度 6回	
原子力発電所現地確認調査回数	令和2年度 263回	福島第一原発 平日毎日※ 福島第二原発 必要に応じ実施	※トラブル時は 隨時
原子力発電所周辺の空間線量率 ※原子力発電所周辺(UPZ:概ね30km圏内)に設置される監視局39局における1時間値の最大値 ※単位μGy/時=μSv/時	令和2年度 4.50 μSv/h (大熊町南台)	現況値以下	

10

11

## 12 関係する主な計画等

13

14 福島県総合計画(企画調整部)

15 福島県地域防災計画 原子力災害対策編(危機管理部)

16 福島県原子力災害広域避難計画(危機管理部)

17 福島県環境基本計画(生活環境部)

18 福島県医療計画(保健福祉部)、福島県原子力災害医療行動計画(保健福祉部)

19

20

21

## (参考) A L P S処理水の処分に関する基本方針の決定に対する県の申し入れ

基本方針の主な内容	国に申し入れた事項
<h3 style="text-align: center;">処理水の処分方法</h3>	
<p><b>風評影響を最大限抑制するための放出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トリチウム濃度を規制基準の1/40まで大幅に希釈する。</li> <li>放射性物質の分析に専門性を有する第三者も関与し確認する。</li> <li>トリチウム以外の放射性物質について、規制基準を確実に下回るまで浄化する。</li> <li>処分設備に異常が生じた場合は、確実に放出を停止する。</li> <li>2年程度後を目途に福島第一原子力発電所構内から放送出する準備を進める。</li> </ul>	<p><b>① 関係者に対する説明と理解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A L P S処理水の取扱いに関する理解が深まるよう、国の基本方針等について、農林水産業や観光業の関係者を始め、県内の自治体等に対し、丁寧に説明すること</li> </ul>
<p><b>モニタリングの強化・拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施する。</li> <li>地元自治体・農林水産業者及びIAEA（国際原子力機関）等も参画し、客觀性・透明性を最大限高める。</li> </ul>	<p><b>② 処理水の確実な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理水を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めること</li> <li>地元関係者などの立ち会いのもと環境モニタリングを実施すること</li> <li>設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること</li> <li>処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること</li> </ul>
<p><b>風評影響への対応</b></p> <p><b>国内に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水産物のモニタリングを実施し、隨時公表するなど、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信する。</li> <li>ALPS処理水の安全性等についての理解を得る取組を重点的に行うとともに、風評影響が生じた場合の対策について丁寧に説明する。</li> <li>福島県及び県内自治体自らが行う風評払拭に向けた取組を支援する。</li> </ul> <p><b>海外に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的根拠に基づくデータの情報発信を行う。</li> <li>新聞やインターネット等を活用し、国外の消費者等に対する理解を深める。</li> <li>IAEA（国際原子力機関）等の国際機関の協力を得る。</li> </ul> <p><b>水産業の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水揚げを増やすための支援や、荷捌き場等の共同利用施設の整備などの支援を継続する。</li> <li>地元の仲買・加工業者が行う設備導入などを支援する。</li> <li>地元及び海外を含めた主要消費地において、販路拡大・開拓支援に向けた対策を拡充する。</li> </ul> <p><b>観光・商工業・農林業の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交流人口拡大による来訪者の増加や移住・定住の促進等の本格的復興に向けた対策を講じる。</li> </ul>	<p><b>③ 正確な情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確な情報を広く国内外に伝え、本県の状況が正しく理解されるよう取り組むこと</li> </ul>
<p><b>風評被害が生じた場合の対応</b></p> <p><b>東京電力へ指導する観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画一的に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。</li> <li>風評被害が生じた場合における賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得ること。</li> <li>損害に関する立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく被害者に寄り添って迅速に対応すること。</li> </ul>	<p><b>④ 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな風評を発生させないという強い決意のもと、厳しい環境に置かれている水産業を始め、県内の農林業や観光業などに対する万全な風評対策を講じること</li> <li>特に処理水の取扱いは長期に及ぶことから、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを国において構築すること</li> <li>そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること</li> </ul>
<p><b>将来に向けた検討課題</b></p> <p><b>将来生じ得る風評影響への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「A L P S処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（通称：実行会議）を設置し、必要な追加対策を機動的に実施する。</li> </ul> <p><b>トリチウムの分離技術</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな技術動向を注視し、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていく。</li> </ul> <p><b>その他の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を続けていく。</li> </ul>	<p><b>⑤ 処理技術の継続的な検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけること</li> <li>引き続き新たな技術動向の調査や研究開発を推進すること</li> <li>実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること</li> </ul>





### 3 防犯の推進

#### 目標

犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

#### 現状と課題

##### 【はじめに】

近年、刑法犯認知件数については減少傾向が見られますが、なりすまし詐欺、サイバー犯罪等のような非対面型犯罪が増加するなど、犯罪の傾向自体に変化が認められ、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

こうした社会情勢に応じて変化する犯罪の犯行手口や被害実態に応じた対策については、弾力的・集中的に講じることが不可欠です。

##### 1 防犯意識について

- 安全と安心を実感できる地域社会の実現は、警察など行政機関の活動のみで達成できるものではなく、地域住民一人一人が日頃から高い防犯意識を持って自主防犯対策に取り組むことが大切です。

##### 2 自主防犯活動について

- 自主防犯活動の中心を担ってきた地域リーダーの高齢化や次世代への継承が困難な状況が見られる等、自主防犯活動の維持に対して様々な問題が顕在化しています。防犯ボランティア団体は、地域の実情に応じた防犯パトロールや防犯診断、子ども見守り活動等、自主的な防犯活動に取り組んでおり、地域安全のけん引役として犯罪の未然防止と地域の安全確保に大きな役割を果たしています。こうした防犯ボランティア団体等による活動が活性化され、地域における防犯意識の高まりにつながるよう、自治体や警察による助言や指導、情報の提供、団体と連携した取組が必要です。
- 県民の自主的活動が実りある取組となるためには、声掛け事案などの発生情報や防犯情報を即時に提供する必要があるほか、地域で発生する事件事故の発生情報や被害に遭わぬための対応方法について、迅速かつ的確に周知する必要があります。

##### 3 防犯環境について

- 防犯の推進に向けては、犯罪により発生しやすい場所や特徴があることから、自助、共助、公助の視点で連携を図り、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を設置するなど、防犯環境の整備を促進する必要があります。
- 特に、子どもの安全確保に向けては、学校周辺や通学路の点検、学校施設設備の定期的な点検に加え、子どもの防犯意識の向上に向け、心身の発達や年齢に応じた防犯教育を実施する等の取組を行っていく必要があります。

##### 4 防犯体制について

- 強盗等の凶悪犯罪や手口が巧妙化するなりすまし詐欺、サイバー犯罪に対しては、県警察は、市町村、事業者、その他の関係機関等と連携した各種施策を推進するほか、被害の未然防止を図る必要があります。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 1 防犯意識の向上

- ・ 地域における治安の維持向上には、県民一人一人が防犯意識を高く持ち、身近なところから防犯へ取り組むことが重要なため、広報誌やホームページ等、様々な媒体を活用した啓発活動に取り組むとともに、事業者等への防犯対策に関する助言・指導等の活動を推進します。



### 2 防犯活動の充実

- ・ 関係機関・団体、地域住民等が連携し、高い規範意識と強い絆の下、安全で安心なまちづくりに向けた機運が醸成され、地域における自主防犯活動を始めとした防犯への取組が円滑に行われるよう、助言や指導、情報の提供等の活動実態に応じた支援を行います。



### 3 防犯環境の整備

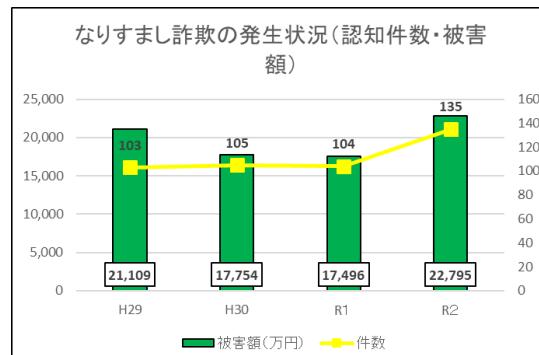
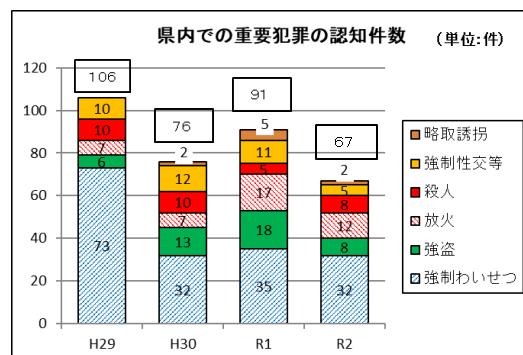
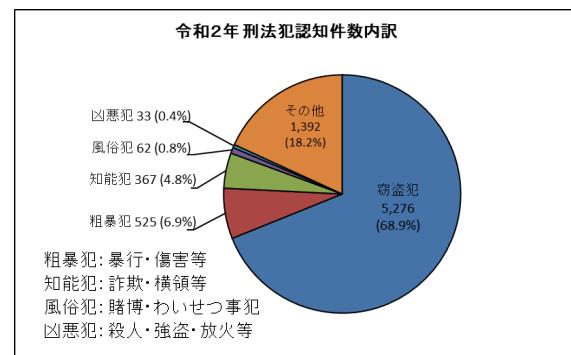
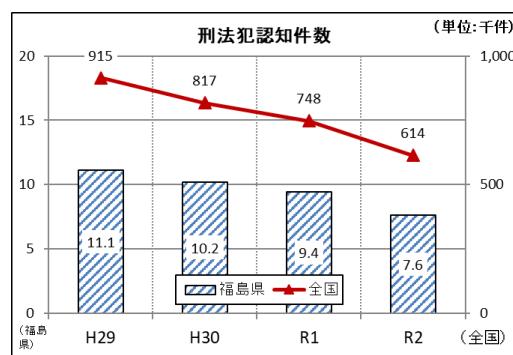
- ・ 空き巣等の住宅侵入犯罪は無施錠箇所から侵入されることが多く、自転車盗は駅駐輪場等における被害が多いなど、それぞれの犯罪により発生しやすい場所や特徴があることから、施設の管理者と連携を図り、防犯灯や防犯力メラ等の防犯設備の設置促進や防犯性能の高い住宅の普及に向けた啓発活動等、防犯環境整備に向けた取組を行います。

また、各学校での施設・設備の点検や防犯教室の開催等により、子どもの事故や犯罪からの安全確保に向けた取組を推進します。



### 4 防犯体制の整備

- ・ 各種業態、事業者において強盗等の被害の未然防止に向け模擬強盗訓練や、防犯診断等の各種施策を推進するとともに、市町村、事業者その他の関係団体等と連携し、地域の実態に即した総合的な犯罪抑止対策を講じ、県民の安全と安心の確保に努めます。



出典：福島県警察本部集計

4 

## 1 防犯意識の向上

  
56 

### ○防犯に関する情報提供、指導を通じた取組

7 交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むと  
8 ともに、交番・駐在所速報やミニ広報紙による情報提供を行います。

10 

### ○地域安全情報の発信

11 メールやSNSを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信するとともに、なりすまし詐欺、声掛け事案、強盗、その他  
12 必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼び掛ける地域安全情報を発信します。

14 

### ○子どもの安全教育の充実

15 子ども自身が犯罪から身を守るために、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催す  
16 るなど安全教育の充実に努めます。

18 

### ○サイバー犯罪被害防止

19 サイバー犯罪被害に遭わないため、全ての年齢層を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、SNS等、  
20 多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進します。

22 

## 2 防犯活動の充実

  
2324 

### ○防犯ボランティア活動支援

25 防犯ボランティア団体において、効果的で効率的な自主防犯活動が展開できるよう、関係機関が連携して、有用な  
26 情報を提供するなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。

27 また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によ  
28 るパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。

30 

### ○各主体が連携した地域安全活動の推進

31 防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対  
32 して助言や指導を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進します。

34 

### ○被災者等による自主防犯組織への支援

35 災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携した治安対策や被災者や事業者等によ  
36 る自主防犯組織の活動支援に努めるとともに、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援に努  
37 めます。

39 

## 3 防犯環境の整備

  
4041 

### ○地域社会の連携による子どもの安全確保

42 子どもへの声掛け事案の情報共有や登下校時間帯を始めとして通学路や公園等において子どもの見守り活動によ  
43 り警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地  
44 域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。

46 

### ○学校における安全確保

47 各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかり機能するよう、随時の見直しと教職員に対する研修等を行  
48 うなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。

49 また、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底  
50 を図ります。

## 4 防犯体制の整備

### ○犯罪が起こりにくい環境整備

道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。

### ○地域に密着した警防活動の推進

犯罪や事故のない安全と安心を実感できる社会を構築するため、地域の実態に即したパトロールや巡回連絡、立番等の街頭活動を推進し、犯罪の未然防止活動や職務質問による犯罪の検挙に努めるとともに、県民の声に耳を傾け、地域に密着した活動を推進します。

### ○金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止

金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等により自主防犯体制の整備を図ります。

また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関を始めとする関係機関・団体と警察の緊密な連絡体制の下、各種被害防止対策を推進します。

### ○店舗対象の強盗事件等被害の防止

コンビニエンスストア等対象の強盗事件等の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進します。

## 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の起こりにくい、抑止力の高い地域形成に向けた取組の推進をお願いします（例：関係団体への情報提供や連携、防犯灯や防犯カメラ等の設置及び利活用等）。</li> <li>防犯ボランティア団体等の活動に対する支援をお願いします。</li> </ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防犯の基礎となる防犯ボランティア団体等の活動に積極的に取り組むようお願いします。</li> </ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住いの地域の防犯力向上に向け、地域の防犯ボランティア活動や、通学路、公園等での子どもの見守り活動等への参加をご検討ください。</li> <li>空き巣等の住宅侵入犯罪を防ぐため、日常での施錠確認や防犯性能の高い設備（防犯ブザー、ディンプルキー等）の整備についてご検討をお願いします。</li> </ul>

## 指標

### 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	令和2年 7,655件	令和12年 前年比減少を目指す	

## 1 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
なりすまし詐欺の認知件数	令和2年 135件	令和12年 前年比減少を目指す	
なりすまし詐欺の被害額	令和2年 22,795万円	令和12年 前年比減少を目指す	
通学路における安全対策の完了率	令和2年度 49%	令和12年度 75%	
現在自分が暮らす地域(仮設住宅・借り上げ住宅も含む)の治安は良いと回答した県民の割合	令和3年度 51.5%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

## 3 関係する主な計画等

5 福島県総合計画（企画調整部）

6 福島県犯罪被害者等支援計画（生活環境部）

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

## 4 虐待等対策の推進



### 目標

児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

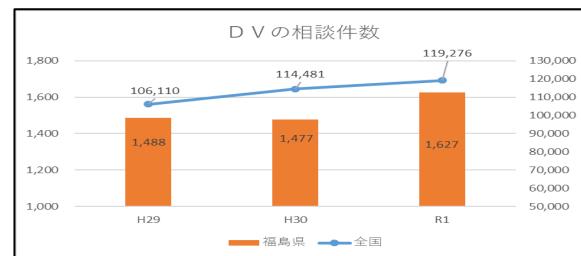
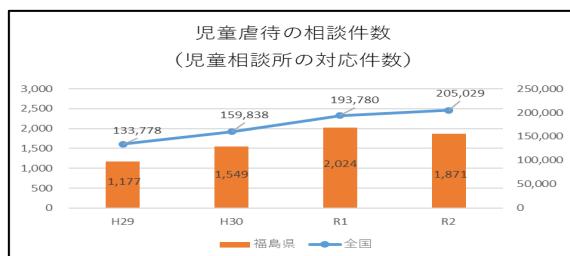
### 現状と課題

#### 【はじめに】

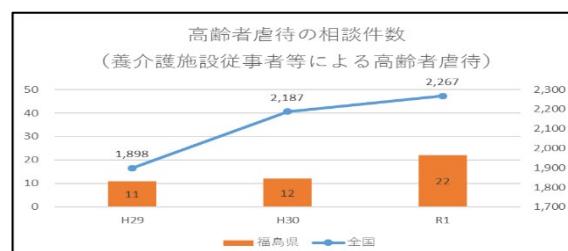
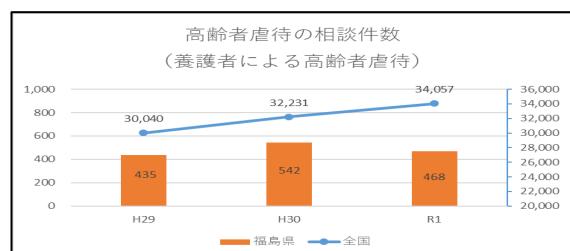
近年、虐待の根絶に向けた取組が進む一方で、依然としてDV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、家庭内や施設内等で弱い立場に置かれがちな人々への虐待が潜在化しています。特に、被害者が子どもや高齢者、障がい者、外国人等である場合は、その背景や事情にも配慮する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活環境の変化等により、児童虐待やDV被害の増加が懸念されています。

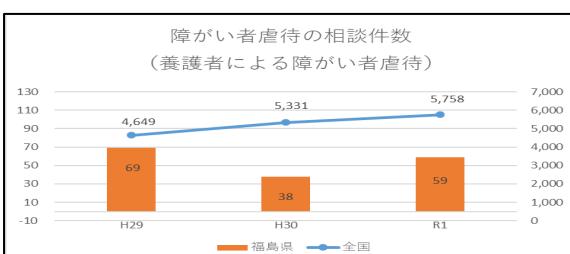
こうした状況下において、人権の尊重の視点が一層重要性を増しており、支援を必要とする人それぞれの状況に応じたきめ細かな相談・援助体制を充実させ一人一人が個人として尊重され、全ての人が個性と能力を発揮し活躍できる社会、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりを進めていく必要があります。



出典：県児童家庭課調べ



出典：県高齢福祉課調べ



出典：県障がい福祉課調べ

#### 1 虐待等防止のための意識について

- 暴力や虐待は、人間の尊厳の否定や人権侵害に当たるものです。虐待については、地域住民や関係機関に対し、虐待の通報義務など制度に関する知識の普及や理解の促進、相談・通報窓口の周知が必要です。
- また、例えば、虐待を受ける高齢者には、認知症の方や要介護の認定を受けた方が多いことから、認知症や介護

1 に関する知識、介護サービスの適切な利用など、虐待の態様に応じた知識や利用できるサービスなど各種制度についても理解する必要があります。

## 2 虐待等の防止体制について

- DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた体制の整備が求められています。
- 虐待防止に向けては、住民に最も近い市町村の果たすべき役割が重要であることから、その円滑な取組のための市町村ネットワークが有機的に機能することが求められています。また、虐待の早期発見と未然防止、虐待が発生した際の対応には、防止体制の強化や地域住民の認識を深め、地域が一体となって対応することが重要です。
- 令和2（2020）年4月施行の児童福祉法等の改正を踏まえ、国は「体罰によらない子育て」の普及啓発に取り組んでおり、本県においても親権者は児童に体罰を行ってはならないことを広く周知していく必要があります。また、令和2（2020）年4月施行の「福島県子どもを虐待から守る条例」に基づき、社会全体で児童虐待防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立する必要があります。

## 3 虐待等の被害者等への対応について

- DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待は、身体のみならず生命にまで及ぶことから、被虐待者の安全確保を最優先に保護を実施する必要があります。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等は、身体的な困難に加え、精神的、経済的な困難につながる場合があることから、自立や就業支援等の複合的な課題に包括的な支援を行っていく必要があります。
- 暴力や虐待への対応については、地域や関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく必要があります。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 1 虐待等防止のための意識の向上

- 暴力や虐待は、人間の尊厳の否定や人権侵害に当たるものであり、これらを未然に防止し、早期に発見し、対応するため、地域住民の認識を深め、地域を挙げた対応が取れるよう意識啓発に取り組みます。
- また、多様性を尊重し認め合う社会の実現と、偏見や差別の解消に向けて、人権の尊重に関する啓発などの取組を進めます。



### 2 虐待等の防止体制の強化

- 虐待等の未然防止に向けては、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた体制を強化するとともに、地域における見守り力の向上に取り組みます。
- DVや児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けて、住民に最も近い市町村の果たすべき役割が重要であることから、その円滑な取組のための体制強化を促進します。



### 3 虐待等の被害者又はその家族等への支援

- DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待は、身体のみならず生命に重大な危険が生じるおそれがあることから、被害者の安全確保を最優先に保護活動を行います。
- 虐待を行った家族等に対する支援を行い、養護者等の負担軽減を図るとともに、虐待等の被害者に対し、自立や就業支援等の複合的な課題に向けた包括的な支援に取り組みます。



## 3 4 1 虐待等防止のための意識の向上

### 5 ○暴力、虐待防止の周知啓発

6 DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした人権教育や各種広報媒体を活用した虐待防止に関する制度の周知、関係機関への啓発等により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実等に取り組みます。

### 11 ○障がい者の権利擁護の推進

12 障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう意識啓発を図ります。

### 15 ○施設等における虐待防止対策

16 児童、高齢者、障がい者等の権利を擁護するため、施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実に努めます。



## 21 2 虐待等の防止体制の強化

### 23 ○関係機関連携によるDV防止対策

24 「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。

### 27 ○児童相談所による総合的な支援の強化

28 児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。

30 また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となつて関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。

### 34 ○高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援

35 各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。

### 38 ○障がい者虐待防止ネットワーク構築

39 障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。



## 42 3 虐待等の被害者又はその家族等への支援

### 44 ○関係機関連携によるDV被害者支援

45 DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターの中核となって、関係機関と連携して対応します。

### 48 ○虐待を受けた児童への保護・支援

49 虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって養育する里親制度や、50 心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施設における養育により、手厚い保護・支援に

1 取り組みます。

### 2 ○高齢者虐待の被害者等への支援

3 虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町村や地域包括支援セン

4 ターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。

5 また、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段の一つであり、その利用促進に向けた各市町村が取り組む地域連

6 携ネットワークの構築など体制整備を支援します。

### 7 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係機関と連携し、DVや虐待事案の未然防止、早期発見に向けた取組の強化及び早期対応のための相談体制の充実をお願いします。</li></ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制の整備及び強化に努めていただくようお願いします。</li></ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ DVや虐待の未然防止、早期発見に向け、地域での見守り活動や発見時の通報等についてご協力ををお願いします。</li></ul>

### 14 指標

#### 15 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
配偶者暴力防止法に基づく基 本計画策定市町村数	令和2年度 23市町村	令和6年度 30市町村	
児童、配偶者、高齢者、障がい 者などに対する虐待や暴力が なく、安心して暮らせる地域だ と回答した県民の割合	令和3年度 70.7%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

#### 18 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
児童虐待相談対応件数	令和2年度 1,871件	数値は毎年度把握し分析する (目標値は設定しない)	
配偶者暴力相談支援センター での相談件数	令和元年度 1,627件	数値は毎年度把握し分析する (目標値は設定しない)	
高齢者虐待相談・通報件数 (養護者による高齢者虐待) (養介護施設従事者等による 高齢者虐待)	令和元年度 養護者 468件 養介護施設従事者等 22件	数値は毎年度把握し分析する (目標値は設定しない)	

指標名	現況値	目標値	備考
障がい者虐待相談・通報件数 (養護者による障がい者虐待) (障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待)	令和2年度 ・養護者 91件 ・障害者福祉施設従事者等 17件	数値は毎年度把握し分析する (目標値は設定しない)	

4 関係する主な計画等

- 5 福島県総合計画（企画調整部）
- 6 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（保健福祉部）
- 7 ふくしま新生子ども夢プラン（保健福祉部）
- 8 ふくしま高齢者いきいきプラン2021（保健福祉部）
- 9 福島県障がい者計画（保健福祉部）
- 10 ふくしま男女共同参画プラン（生活環境部）
- 11 福島県犯罪被害者等支援計画（生活環境部）



## 5 交通安全の推進

### 目標

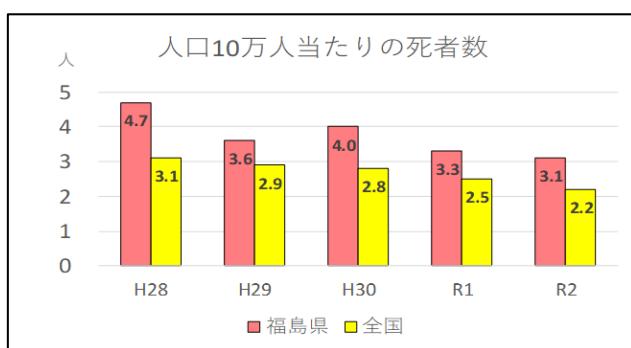
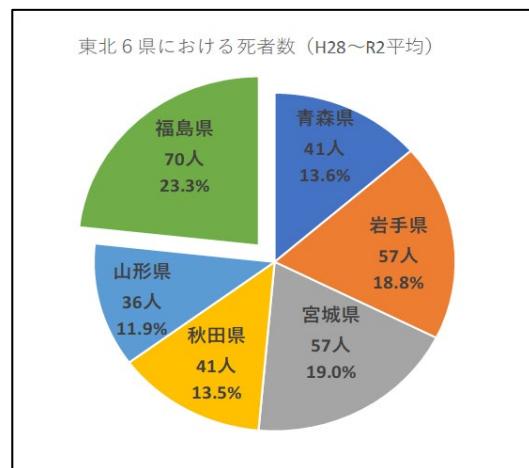
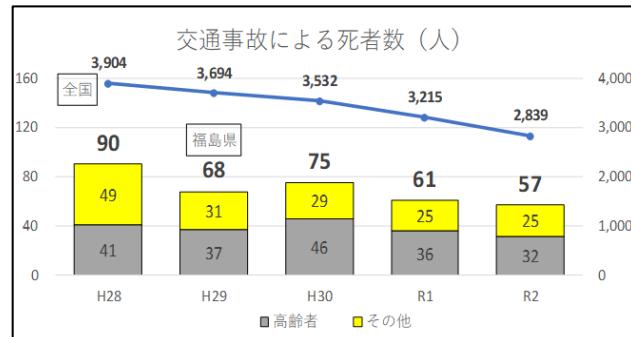
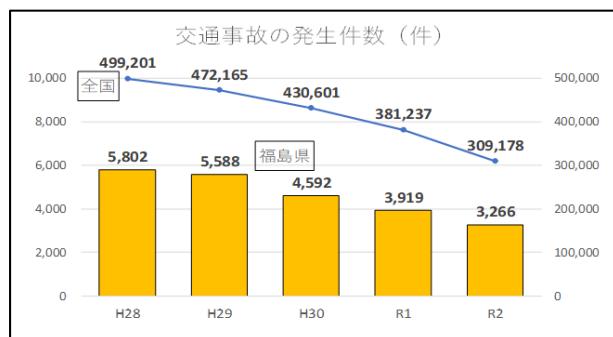
交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現します。

### 現状と課題

#### 【はじめに】

本県の交通事故は年々減少傾向にあります、東北各県と比較しても交通事故死者数が多いことから、交通事故防止対策は今後も全力を挙げて取り組むべき課題となっています。

特に、交通事故死者に占める高齢者の割合が全体の半数以上であることや、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者の交通事故防止対策は重要な課題です。



出典：福島県警察本部集計

#### 1 交通安全意識について

- 交通事故根絶に向けた取組は、絶え間なく続けていかなければなりません。県や市町村、関係団体だけでなく、県民一人一人が高い意識を持って取り組むことが大切です。  
特に、交通事故死者に占める高齢者の割合が全体の半数以上であることや、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出や移動できるような交通社会の形成が必要であるとともに、多様な高齢者の特性を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策が重要な課題となっています。
- このことから、今後の交通安全対策は、高齢者の特性を理解した交通安全教育を始め、あらゆる世代に対する交通安全意識啓発活動を通じ、交通安全意識の変容を促し、積極的な交通安全活動への参加促進等が求められています。
- 全ての県民を交通事故から守るため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育により、交通安全意識を向上し、交通マナーを身に付ける必要があります。

## 2 交通安全活動について

- ・ 県内各地で交通ボランティア団体が自主的な交通安全活動に取り組んでおり、地域の交通事故防止に大きく貢献しています。これら交通ボランティア団体等の活動が効果的・持続的に展開されるよう、自治体、警察等との連携や、自治体、警察等による積極的な指導・支援が求められています。
- ・ 交通安全教育や広報啓発活動等、地域住民と一緒にした交通安全活動を推進するとともに、悪質・危険な運転の根絶等道路交通秩序の維持を図り、交通事故を抑止します。

## 3 道路交通環境に配意した交通安全対策について

- ・ 交通事故は、道路構造や交通状況などの事故発生地点付近における道路交通環境等が大きく影響しています。こうした道路交通環境の整備に当たっては、地域によって道路環境や利用環境が異なることから、地域住民の声を踏まえながら取り組む必要があります。
- ・ 少子高齢化がますます進行する社会情勢の中で、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全を確保するため、生活道路の道路交通環境整備に配意した交通安全対策を推進する必要があります。

### 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



#### 1 交通安全意識の向上

- ・ 交通事故根絶に向けた取組は絶え間なく続けていく必要があり、県や市町村、関係団体だけでなく、県民一人一人が高い意識を持って取り組むことが重要です。このため、高齢者の特性を理解した交通安全教育を始め、あらゆる世代に対する交通安全意識啓発活動を通じ、交通安全意識の変容を促し、積極的な交通安全活動への参加促進等に向け、周知啓発に取り組みます。



#### 2 交通安全活動の充実

- ・ 交通ボランティア団体等の活動が効果的・持続的に展開されるよう、自治体、警察等との連携や、自治体、警察等による積極的な指導、支援に取り組みます。
- ・ 令和2(2020)年6月の道路交通法改正により施行された、妨害運転(「あおり運転」)、著しい速度超過など、悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。



#### 3 道路交通環境に配意した交通安全対策の推進

- ・ 悲惨な交通事故から県民を守るために、各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察、道路管理者が合同で点検を実施するとともに、多角的見地から交通事故の発生実態や交通情勢の変化を分析し、分析結果に基づく交通安全対策や交通規制、交通指導取締り等の総合的な交通事故防止対策を推進し、秩序ある安全で快適な交通社会の実現を図ります。

4 **1 交通安全意識の向上**  
56 ○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進  
7

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けていただくため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。

また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど、高齢者が関与する事故防止対策を強化します。

12 ○住民参加と協働の推進  
13

交通安全意識の向上を図るため、行政、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。

17 **2 交通安全活動の充実**  
1819 ○民間団体等の主体的活動の推進  
20

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、その主体的な活動を促進するとともに、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等に対して、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、季節ごとの交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。

24 ○交通ボランティア活動支援  
25

地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化するとともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。

28 ○交通規則遵守の推進  
29

令和2(2020)年6月の道路交通法改正により施行された、妨害運転(「あおり運転」)、著しい速度超過など、悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

32 **3 道路交通環境に配意した交通安全対策の推進**  
3334 ○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策  
35

各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察、道路管理者が合同で点検を実施し、必要な交通安全対策を講じます。

38 ○事故分析による事故削減対策  
39

交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、関係機関と連携しながら、効果的な事故削減対策を講じます。

42 ○地域の特性に応じた交通規制  
43

警察による面的低速度規制(ゾーン30)と道路管理者による凸型路面や狭さく、シケインなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて実施する「ゾーン30プラス」の取組を推進します。

46 ○地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備  
47

交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。

## 1 2 関係者に期待される役割 3

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"><li>各種団体の交通安全に関する活動を支援するため、関係する資料や情報等の提供、運営に対する財政的補助等の支援策の推進をお願いします。</li></ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"><li>地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等においては、それぞれの立場に応じた交通安全活動への積極的な取組についてお願いします。</li></ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>自らが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけるとともに、地域の交通安全推進のため、交通安全ボランティア活動等への参加についてご検討をお願いします。</li></ul>

## 4 5 6 指標 7

### 8 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
交通事故死者数	令和2年 57人	令和12年 45人以下	
交通事故傷者数	令和2年 3,857人	令和12年 2,480人以下	

### 9 10 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
交通事故がなく安心して暮らせる環境が整っていると回答した県民の割合	令和3年度 45.7%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

## 11 12 関係する主な計画等 13

- 14 福島県総合計画（企画調整部）  
15 福島県交通安全計画（生活環境部）  
16 福島県犯罪被害者等支援計画（生活環境部）  
17 特定交通安全施設等整備事業実施計画（警察本部・土木部）  
18  
19

## 6 医療に関する県民参画等の推進

### 目標

県民の健康で健やかな生活を実現します。

### 現状と課題

#### 【はじめに】

新型コロナウイルス感染症を始め、結核、エイズ、麻しんなどの感染症がひとたび発生し、感染拡大が生じた場合には、個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼします。日頃から、感染拡大防止に向けた取組を行い、県民への理解と協力を呼びかけることが重要です。さらに、東日本大震災及び原子力災害により今後も避難生活の長期化が予想されることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による県民の心の健康への影響も懸念されます。

また、健康長寿の実現のため、県内死亡原因のうち大きな割合を占める生活習慣病について、1人1人が正しい知識を身につけ、生活習慣の改善への関心を高める必要があります。中でも、献血は人の命を救うことが実感できる身近なボランティアであるとともに、自分の健康状態も確認できるツールとなり得ます。少子高齢化の進行により、将来的な血液不足が懸念されることから、県民に献血への理解と協力を継続的に呼びかけることが重要です。

#### 1 疾病に対する知識や行動について

- ・ 新型コロナウイルス感染症等を始め、結核、エイズ、麻しんなどの感染症の感染拡大を防止するため、行政や医療機関が迅速かつ的確な措置を講じることはもとより、県民一人一人が感染症に対する正しい知識を持って行動することが求められています。
- ・ 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、様々な活動に甚大な影響を与えていました。新興感染症の鎮静化には、正しい知識の普及啓発と拡大防止対策の徹底が必要です。
- ・ 県内死亡原因の約6割は生活習慣病によるものであり、自分の健康は自分で守るというセルフケアを基本とした生活習慣を心がけ、実践することが大切です。特に、死亡者割合の多くを占めるがんについては、検診受診率が低いことから、県民一人一人が正しい知識を身につけ、発症予防及び早期発見につなげていくことが求められています。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備群が増加していることから、食生活の改善や運動習慣の定着による予防及び検診等を利用し早期発見、早期治療につなげることが重要です。
- ・ ストレスなどにより心のバランスを崩し、心の病気にかかる可能性は誰にでもあります。うつ病などにより自殺に至ってしまうこともあります。このため、心の健康や自殺予防について、県民へ周知啓発を行う必要があります。
- ・ 高齢化に伴い、認知症高齢者数の増加が見込まれることに加え、若年性認知症の一般的な認知度が低いことなどから、地域などにおける認知症に対する正しい知識の普及、理解の促進が必要となります。

#### 2 献血等医療提供に関する県民参加について

- ・ 血液製剤は医療に欠かせないものであり、その原料となる血液は人工的に作り出せないことから、県民からの献血は医療を支える重要なものです。急速な少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響により、献血者数は減少傾向にあり、特に10代、20代の若年層献血者が著しく減少しています。赤血球製剤の適正在庫である供給量3日分を下回らないよう、安定した献血が求められています。
- ・ 骨髄、角膜などの移植を希望する患者が移植機会を得ることができるよう、県民の臓器移植への理解を促し、骨髓バンクドナー、アイバンクへの登録の促進、臓器提供の意思表示カードの普及が求められています。

#### 3 行政と医療関係団体との連携について

- ・ 地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう市町村や医療関係団体との更なる連携強化、医療提供体制の充実等が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで献血に協力いただいた事業所自体が経営難のため閉所となったり、感染予防や人流抑制等の観点、または実際に陽性者が発生したことにより事業所単位で献血に協力できない

1 という事例が増加していることから献血者は減少傾向にあります。新たな協力事業所の開拓を含め、安定した血液  
2 の確保のため、県は、市町村及び血液センターと協力して事業所に対し献血への協力を呼び掛けています。  
3

#### 4 4 東日本大震災・原子力災害の影響について

- 1 原子力災害の発生から10年以上が経過し、放射線による健康影響等に対する県民の捉え方が変化してきていますが、健康に対する潜在的な不安は残っており、今後も継続して正確かつ分かりやすい情報発信、長期にわたる健康被害や健康不安への対応が求められています。
- 2 長期間の避難生活などによる精神的ストレスの蓄積が問題になっており、被災者の心のケアに取り組む必要があります。
- 3 原子力災害に伴う屋外活動の制限や新型コロナウイルス感染症の影響により低下した子どもたちの体力の向上や、肥満傾向児の出現率を低下させるため、運動能力の向上や食育等による健康増進を進めていく必要があります。

### 13 施策展開の方向性

- 14 ● 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



#### 17 1 疾病に対する正しい知識の普及啓発

- 19 新型コロナウイルスを含め、結核、エイズ、麻痺などの感染症の感染拡大を防止するため、行政や医療機関が迅速かつ的確な措置を講じることはもとより、県民一人一人が感染症に対する正しい知識を持って行動できるよう普及啓発に取り組みます。
- 20 がんを始めとする生活習慣病を原因とした死者が多いことから、各種健（検）診の受診率向上に向けた普及啓発などを通して生活習慣病の発症予防に取り組みます。
- 21 心の病気にかかる可能性は誰にでもあり、うつ病などにより自殺に至ってしまうこともあるため、心の健康や自殺予防について周知啓発を行います。
- 22 認知症の人やその家族が住み慣れた地域の中で生活することができるよう、広く認知症に関する知識の普及啓発に取り組みます。

#### 29 2 献血等医療提供に関する県民参加の促進



- 31 本県における献血の実態を分析し、安定的な血液の確保に向けた総合的な対策を行うとともに、若年層の献血者の確保、安定的な集団献血の実施及び複数回献血者の確保を図ります。
- 32 骨髄、角膜などの移植を希望する患者が移植機会を得ることができるよう、県民の臓器移植への理解を促し、骨髓バンクドナー、アイバンクへの登録の促進、臓器提供の意思表示カードの普及に取り組みます。

#### 36 3 行政と医療関係団体との連携の強化



- 38 震災後、献血協力事業所が減少していることに加え、近年の新型コロナウイルス感染状況等を要因とした献血協力事業者の減少に対し、新たな協力事業所の開拓を含め、安定した血液の確保のため、市町村及び血液センターと協力して献血協力事業者の増加に向けて取り組みます。
- 39 心の病気については、早期発見・早期治療が大切であり、本人や家族が利用しやすい相談体制の整備を始めとした各施策の推進に、行政と医療関係機関の更なる連携強化の下、取り組んでいきます。

#### 44 4 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理



- 46 原子力災害の発生に起因するストレスや運動不足、食事の偏り等による健康への悪影響が問題となっているため、健康リスクに関する正しい理解を促進するとともに、長期にわたる健康被害や健康不安の解消に向けた取組を推進します。
- 47 避難地域における居住者の健康を守るため、また身近な地域での受診体制を整え安心して居住できる環境を整えるため、医療機関の再開や開設、運営に係る支援に取り組んでいきます。

- 1   ・ 児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を確立し維持できるよう、自分の健康課題を認識し、その解決に積極  
2   的に取り組める自己マネジメント能力を育成するとともに、食育指導者の養成等、食環境の整備に取り組んでいき  
3   ます。

## 5 施策推進に向けた具体的取組



### 7 1 疾病に対する正しい知識の普及啓発

#### 9 ○生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発

10 がんや心疾患等の生活習慣病を予防し、一人一人が健康な生活習慣を形成できるよう、運動、食生活、喫煙、各種  
11 健康診断などの情報提供や普及啓発、環境整備を図るとともに、がん検診等の受診勧奨や、がんを含む生活習慣病の  
12 予防に関する啓発資材等を活用し、関係機関と連携して県民への啓発を推進します。

#### 14 ○感染症に対する正しい知識等の普及啓発

15 新型コロナウイルスを含め、結核、エイズ、麻疹などの感染症の発生予防、早期発見及び拡大防止のため、各年  
16 齢層や学校、高齢者施設等に対する正しい知識や予防策の普及啓発を図ります。

#### 18 ○心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援

19 心の健康や自殺予防に関し、研修会の開催やパンフレット、インターネットなどによる知識の普及啓発に努める  
20 とともに、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行います。

#### 22 ○認知症に関する理解促進

23 認知症普及啓発キャンペーンや認知症サポーター養成講座等を通して、広く県民に認知症についての正しい知識の  
24 啓発と幅広い世代の認知症サポーターの養成を行い、地域全体で認知症の人や家族を支援する体制構築を推進します。

### 26 2 献血等医療提供に関する県民参加の促進



#### 28 ○献血運動の普及啓発

29 献血者の安定的な確保に向け、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。

30 特に、複数回献血者の確保や減少が著しい若年層を対象とした施策を重点的に展開します。

#### 32 ○骨髓バンクやアイバンクドナー登録の促進

33 広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を救う骨髓バンク事業への理解を促し、骨髓バンクドナー登録の促  
34 進を図ります。また、角膜などの臓器移植の大切さを啓発し、アイバンク登録の促進を図ります。

### 36 3 行政と医療関係団体との連携の強化



#### 38 ○医療提供体制の構築

39 地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実や医療の質の向上を図っていきます。

#### 41 ○関係機関連携による献血の促進

42 目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が連携して事業所等を訪問して、献血に関する理解と協力  
43 を依頼します。特に顕著な協力のあった事業所等に対しては、感謝の意を表明するとともに継続要請を行います。

#### 45 ○市町村との連携強化

46 心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医師による相談を実施す  
47 るとともに、市町村における心の健康づくり推進のため、研修による人材育成や事業への協力支援を行い、連携を強  
48 化します。

## 4 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理

### ○放射線の影響に対する健康管理

検査を希望する県民が、県民健康調査における甲状腺検査や健康診査などのほか、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを受けられるようにし、長期にわたり県民の健康を見守ります。

### ○被災者の心のケア

ふくしま心のケアセンター等による相談支援及び民間ボランティアとの協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。

また、市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。

### ○児童生徒の望ましい運動習慣や食習慣の確立

「自分手帳」の活用により自己マネジメント能力を育成し、一人一人の健康課題の解決に取り組むとともに、研修等による食育指導者の資質向上や栄養教室の開催など食環境を整備し、児童生徒の望ましい運動習慣や食習慣の確立を図ります。

## 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体や県等と連携して、住民の生活習慣の改善や健診等に関する情報を発信するなど、住民の取組に対しての支援をお願いします。</li> <li>がん検診や特定健診等を実施し、疾病の早期発見・早期治療への取組をお願いします。</li> </ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等にあっては、従業員等の衛生管理に留意し、従業員等が健診等を受診しやすい環境の整備にご協力ををお願いします。</li> </ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自分の健康は自分で守る」という意識の下、疾病に対する知識の習得に努めていただくとともに、食生活や喫煙、運動等の生活習慣の改善を図り、各種の健康診断・健康診査等を積極的に受診するようお願いします。</li> <li>感染症予防のため、必要に応じた予防接種についてご検討をお願いします。</li> </ul>

## 指標

### 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 (特定健康診査受診者)	令和元年度 31. 2%	令和12年度 21. 0%	
歯の健康 ・80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合 ・6歳で永久歯むし歯のない者の割合 ・12歳でむし歯のない者の割合	令和元年度 44. 1% 96. 6% 60. 4%	令和12年度 60. 0%以上 97. 0%以上 65. 0%以上	
がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮頸がん	令和元年度 35. 0% 33. 7% 29. 7% 44. 9% 39. 8%	令和12年度 50. 0%以上 50. 0%以上 50. 0%以上 60. 0%以上 60. 0%以上	

指標名	現況値	目標値	備考
がんの年齢調整死亡率 (全がん・男女計・75歳未満・人口10万対)	令和元年度 71. 20	令和12年 57. 67	
喫煙率	令和元年度 ・男性 33. 8% ・女性 10. 8%	令和12年度 ・男性 19. 0%以下 ・女性 5. 4%以下	
脳血管疾患年齢調整死亡率(人口10万対)	平成27年 ・男性 43. 7 ・女性 27. 4	令和12年 ・男性 37. 8 ・女性 21. 0	
心疾患年齢調整死亡率(人口10万対)	平成27年 ・男性 79. 2 ・女性 41. 1	令和12年 ・男性 65. 4 ・女性 34. 2	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較値(全国=100)	令和元年度 小5男子 98. 9 小5女子 101. 1 中2男子 99. 3 中2女子 100. 1	令和12年度 100. 0以上 101. 9以上 100. 0以上 100. 2以上	
自殺死亡率(人口10万対)	令和2年 19. 6	令和12年 17. 3以下	
自殺者数	令和2年 357人	令和12年 288人以下	
献血目標達成率	令和2年度 102. 8%	令和12年度 100%の維持を目指す	
認知症サポーター数	令和2年度 210, 393人	令和12年度 300, 000人	
市町村地域福祉計画策定率	令和2年度 54. 2%	令和12年度 100%	
ふくしま心のケアセンター年間相談支援件数	令和2年度 6, 679件	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	
避難地域12市町村における医療機関の再開状況(病院、診療所、歯科診療所)	令和3年度 38機関	令和12年度 50機関	

1

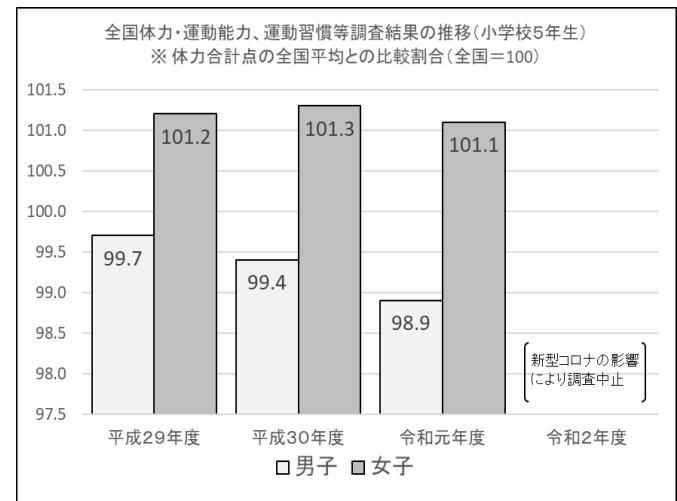
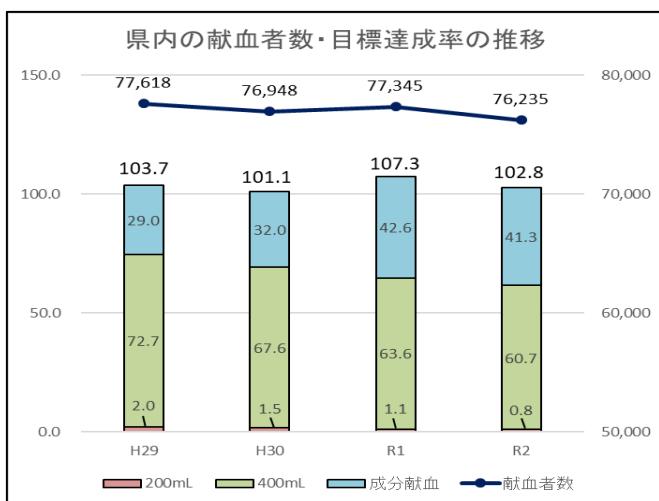
## 2 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
特定健康診査実施率	令和元年度 54. 7%	令和12年度 70. 0%以上	
麻しん・風しん予防接種率	令和元年度 1期 95. 7% 2期 94. 8%	令和12年度 98. 0% 98. 0%	
小児救急電話相談件数(♯8000の件数)	令和3年度 7, 959件	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)	
小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合	令和2年度 2. 9%	令和12年度 前年度比減少を目指す	

指標名	現況値	目標値	備考
生活習慣病などの対策のため、健康診断を受診していると回答した県民の割合	令和3年度 77.9%	令和12年度 82.0%以上	※意識調査
福島第一原子力発電所事故の発生により、長期にわたる健康不安を感じていると回答した県民の割合	令和3年度 32.7%	令和12年度 前年比減少を目指す	※意識調査
暮らしている地域の夜間や休日の救急診療に不安を感じていると回答した県民の割合	令和3年度 43.4%	令和12年度 前年比減少を目指す	※意識調査

## 関係する主な計画等

- 福島県総合計画（企画調整部）  
 福島県保健医療福祉復興ビジョン（保健福祉部）、福島県医療計画（保健福祉部）  
 避難地域等医療復興計画（保健福祉部）、健康ふくしま21計画（保健福祉部）、福島県感染症予防計画（保健福祉部）  
 福島県結核予防計画（保健福祉部）、福島県自殺対策推進行動計画（保健福祉部）  
 福島県循環器病対策推進計画（保健福祉部）、ふくしま高齢者いきいきプラン2021（保健福祉部）  
 第7次福島県総合教育計画（教育庁）



出典：県薬務課調べ

出典：県健康教育課調べ

# 7 食品の安全確保の推進



## 目標

県民の健康保護を最優先し、また、消費者の視点を重視した、生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現します。

## 現状と課題

### 【はじめに】

近年の食の安全に関わる様々な事件・事故の発生や新型コロナウイルス感染症の影響により、県民の食に対する関心が一層高まっています。引き続き、市町村その他の関係機関とも連携し、食の安全に関する情報収集と県民への迅速な情報提供に努める必要があります。

また、輸入食品の増加や食品流通の広域化に伴い、食の安全に関する事件・事故は、県域を越えて複数自治体にまたがって発生する場合があることから、国や他の自治体等との連携を強化し、対応する必要があります。

### 1 県民の食品の安全確保に関する意識について

- 食の安全に関する様々な事件・事故の発生や、食の安全に関する情報のはん濫により、県民自らが食品の安全性を判断することが困難な現状にあります。このため、県民自らが食品の安全性を正しく判断できるよう、正確な知識の普及と情報提供が重要です。
- 未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、学校給食の安全確保を図ることはもとより、乳幼児期からライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するとともに、食品の正確な知識の普及が求められています。

### 2 食品の安全対策について

- 安全で安心な食品の提供のため、消費者の視点を重視し、生産から消費に至る一貫した食品安全対策の取組を継続していく必要があります。
- このため、消費者・生産者・食品関係事業者など、食に関わる関係者が情報や意見を交換する機会を設け、関係者間の相互理解を図るとともに、食の安全と安心の確保への共通認識を持ち、信頼関係を構築していく必要があります。
- 違反食品等の流通を未然に防止し、安全な食品の流通を確保するため、消費に至る各段階において、残留農薬や食品添加物等に関する検査の強化が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、消費者や食品関係事業者において健康への関心が一層高まる中、食品の健康増進効果の広告に関する相談が増加していることから、違反事例を未然に防ぐ取組の強化が必要となっています。

### 3 食品中の放射性物質対策について

- 東日本大震災と原子力災害に伴う放射性物質の放出は本県における食の安全・安心を根底から揺るがすものであり、風評の払しょくや県民の不安を解消するため、生産から消費に至るまでの事業者の自主的取組への支援、生産現場での監視指導、放射性物質の測定検査、迅速で正確な情報発信、正確な知識の普及などの対応が求められています。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。

### 1 県民の食品の安全確保に関する意識の向上



- ・ 食品の安全に関する情報について各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者を対象に講習会等を実施し、「食」の安全に対する意識の向上を図ります。
- ・ 未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、学校給食の安全確保を図ることはもとより、乳幼児期からライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するとともに、食品の正確な知識の普及に取り組みます。

### 2 食品の安全対策の強化



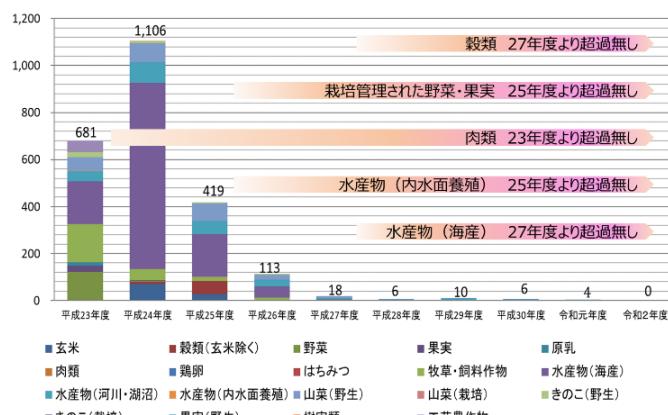
- ・ 食品の広域流通やセントラルキッチンの普及に伴い、食中毒事案の発生の広域化及び大規模化が想定されています。このため、令和3（2021）年6月に制度化されたHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及促進に加え、生産者や食品関係事業者による、消費者の視点に立った生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた自主的な取組が促進されるよう取り組みます。
- ・ 安全な食品の生産と供給のため、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及や指導、また、加工食品の製造等の工程における安全管理に関する監視、指導に取り組みます。
- ・ 近年の食の安全に関わる様々な事件・事故の発生を背景に、県民の食に対する不安がこれまでになく増大していることから、引き続き、国、市町村その他の関係機関とも連携し、食の安全に関わる情報収集と県民への迅速な情報提供に努めます。

### 3 食品中の放射性物質対策への取組

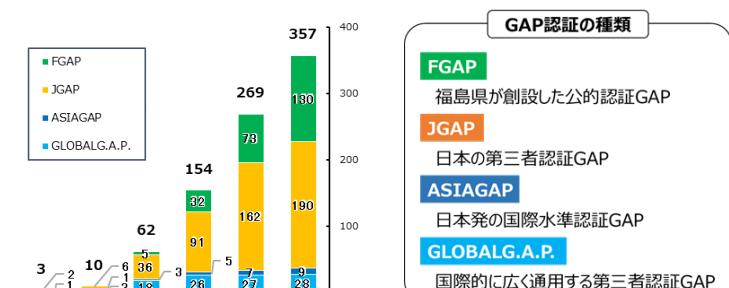


- ・ 東日本大震災から10年以上が経過し、放射性物質が検出される食品の頻度は年々低下しているものの、野生のキノコや山菜、河川・湖沼の魚等、継続して一部の食品からは放射性物質が検出されています。このため、検査対象を放射性物質が検出される傾向がある食品に重点化するとともに、測定結果の消費者への正確で迅速な情報発信に努めます。
- ・ 農林水産物や加工食品について、放射性物質の測定等を継続するとともに、「ふくしま県GAP(FGAP)」「ふくしまHACCP」導入普及等を通じて放射性物質の対策に取り組みます。

#### 【県産農林水産物のモニタリング検査における基準値超過件数の推移】



#### 【GAP認証取得件数の推移】



##### GAP認証の種類

FGAP	福島県が創設した公的認証GAP
JGAP	日本の第三者認証GAP
ASIAGAP	日本発の国際水準認証GAP
GLOBALG.A.P.	国際的に広く通用する第三者認証GAP

出典：県環境保全農業課調べ



3  
4 

## 1 県民の食品の安全確保に関する意識の向上

5  
6 

### ○食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

7  
8 食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果などの情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周  
9 知するとともに、消費者及び事業者を対象に講習会等を実施し、「食」の安全確保について普及啓発を推進します。10 

### ○食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

11 食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報や意見の交換（リスクコ  
12 ミュニケーション）を行います。13 

### ○食育の推進

14 県民一人一人が、自らの「食」を見直して望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性  
15 を育むことができるよう、家庭、学校、地域等が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供  
16 する施設の増加等、「食」の環境整備を推進します。17 特に、学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育  
18 実践サポーターの派遣等により、子どもたちが「食」について学ぶ機会の創出を図ります。19 

## 2 食品の安全対策の強化

20 

### ○ふくしま HACCP の導入普及に関する取組

21 全ての食品事業者に対し、放射性物質の情報管理を含む本県独自の衛生管理手法「ふくしま HACCP（ハサップ）」  
22 の導入を促すため、専用アプリや導入手引書を用いた指導助言を行います。23 

### ○流通・販売段階における監視・指導の強化

24 卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、  
25 適正な食品の衛生管理の徹底を図ります。26 

### ○食の安全を確保するための検査体制の充実・強化

27 食品の安全性確保のため、食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流  
28 通・販売及び学校や社会福祉施設における消費の各段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除に取り  
29 組みます。30 

### ○関係機関との連携強化

31 県内の関係自治体相互との連携の下、「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置し、食の安全・安心に関する施策  
32 の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。また、食品に関する苦情や相談等を受け付け、迅速な対応と正確  
33 な情報の提供に努めます。34 

## 3 食品中の放射性物質対策への取組

35 

### ○放射性物質測定の実施と測定結果の発信

36 食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の測定を積  
37 極的に行い、安全な食品の出荷、流通等を実現するとともに、正確な測定結果を消費者へ迅速に発信します。農林水  
38 産物については、生産段階における放射性物質対策の徹底と併せ、出荷段階におけるモニタリング検査を適切に実施  
39 するとともに、こうした取組を可視化するふくしま県 GAP(FGAP)等の面的拡大を進めます。40 

### ○放射性物質対策の情報共有とリスクコミュニケーションの促進

41 放射性物質対策に関する最新情報に加え、放射性物質についての正確な情報や知識の普及を図り、放射性物質に関

する県民の疑問や不安解消に努めます。さらに、正確な情報や知識を踏まえながら、県民自らがリスクについて正しく評価し判断されるよう、リスクコミュニケーションの機会の創出に努めます。

#### 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の安全に関わる情報収集と県民への迅速な情報提供にご協力をお願いします。</li></ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「ふくしま HACCP」の導入に向けた対応をお願いします。</li></ul>
県 民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の安全・安心は行政による施策の実施だけでは達成できないことから、意見提案などにご協力をお願いします。</li></ul>

#### 指 標

##### 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
ふくしま HACCP の導入状況	令和2年度 24. 3%	令和12年度 100%	
食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率	令和2年度 88. 8%	令和12年度 100%	
第三者認証GAP（農業生産工程管理）を取得した経営体数	令和2年度 680 経営体	令和12年度 1, 800 経営体	

##### 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	令和2年度 45件／年	令和12年度 60件／年	
食の安全に関する講習会の実施回数	令和2年度 156件／年	令和12年度 200件／年	
毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	令和3年度 76. 5%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

#### 関係する主な計画等

- 福島県総合計画（企画調整部）
- ふくしま食の安全・安心に関する基本方針（保健福祉部）
- ふくしま食の安全・安心対策プログラム（保健福祉部）
- 福島県食育推進計画（保健福祉部）
- 福島県農林水産業振興計画（農林水産部）
- 福島県消費者基本計画（生活環境部）

# 8 生活環境の保全



## 目標

環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保します。

## 現状と課題

### 【はじめに】

水環境や大気環境については、概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準が達成されていないなどの課題があり、引き続き、大気、水質等の環境保全対策に取り組む必要があります。また、環境と調和した事業活動の展開等、循環型社会の形成に向けた取組を進めていますが、一般廃棄物の1人1日当たりの排出量が全国平均より多い状況にあるなど、廃棄物等の排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量化を更に推進する必要があります。さらに、地球温暖化については、世界が直面する喫緊の課題であり、県では2050年までに脱炭素社会を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、県民総ぐるみの地球温暖化対策を進める必要があります。

加えて、原子力災害の発生から10年以上が経過しましたが、大量の放射性物質の放出による環境汚染が深刻かつ多大な影響をもたらしている現状に変わりはなく、引き続き、きめ細かなモニタリングを実施し、正確なデータを分かりやすく情報発信する必要があります。

### 1 生活環境保全に関する意識について

- 生活環境の保全を図るために、県民のより一層の意識向上を図り、県民一人一人及び事業者等が自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組む必要があります。また、環境への負荷を低減するライフスタイルに転換するよう、意識醸成や理解促進を図る必要があります。

### 2 環境保全対策について

- 環境汚染の未然防止等の観点から、県民、事業者等が「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等を遵守するよう、監視、指導等を引き続き行う必要があります。
- 県民、事業者、市町村等のあらゆる主体がそれぞれの役割分担の下、自発的かつ連携した地球温暖化対策等の環境保全活動を実践していく必要があります。

### 3 生活環境保全のための体制について

- 県民や事業者、市町村等による県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進や、水・大気環境保全対策、廃棄物の適正処理等の推進など、生活環境保全に向けた体制の整備や充実化を図る必要があります。

### 4 放射性物質について

- 原子力災害は、大量の放射性物質の放出により広範にわたって環境を汚染し、深刻かつ多大な影響をもたらしています。放射性物質による環境汚染対策の検討や、正確な情報発信による県民の安全・安心の確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する分かりやすい情報提供などが求められています。
- 県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将来世代にも引き継いでいくため、放射性物質に汚染された県土の除染を迅速かつ確実に実施することが求められています。また、県内に仮置きされている除去土壤等は、令和3年度末までに帰還困難区域のものを除き、概ね中間貯蔵施設への輸送が完了する見込みですが、特定復興再生拠点区域等からの搬入が継続されることから、輸送及び施設の整備・運営が引き続き安全・確実に実施される必要があります。
- 放射線教育に関しては、未来を担う子どもたちが、放射線等に関する科学的な理解を基にして、自ら考え、自ら判断し行動できる力や自分の言葉で他者に説明する力を育むことができるような教育が求められています。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 1 生活環境保全に関する意識の向上

- ・ 水環境や大気環境の保全の推進に向けて、県民や事業者等に対する環境負荷低減に向けた取組の周知啓発や情報発信等を図ります。
- ・ 県民、事業者、市町村等が行う廃棄物等の排出抑制や、発生した廃棄物等の適正なりサイクル等の促進に向けた普及啓発を図ります。
- ・ 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら、省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に向けた活動を促進するため、普及啓発を図ります。



### 2 環境保全対策の強化（監視、調査を含む）

- ・ 地域住民の安全と安心確保のため、立入検査等による工場・事業場への監視、指導や環境モニタリング調査等を行うとともに、基準超過時は必要な対応を行います。また、アスベストやフロン類の適正処理推進のため、関係事業者への更なる周知に取り組むとともに、建築物解体現場等への立入検査を実施します。
- ・ 排出事業者、処理業者が法令等を遵守し、廃棄物が適正に処理されるよう監視、指導や調査等を行います。
- ・ 県民、事業者、市町村等のあらゆる主体がそれぞれの役割分担の下、自発的かつ連携した地球温暖化対策等の取組を推進します。



### 3 生活環境保全のための体制の整備

- ・ 水・大気環境の汚染に係る事故発生時等には、環境汚染の抑制、防止や健康被害の未然防止のために、関係機関と連携して迅速かつ適確な措置を講じます。
- ・ 排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量化の更なる推進や、廃棄物の不法投棄の未然防止等に向けて、自治体等との連携や支援を行います。
- ・ 県民、事業者、行政等あらゆる主体が効果的に地球温暖化対策等の取組を推進できるよう、体制の充実化等を図ります。



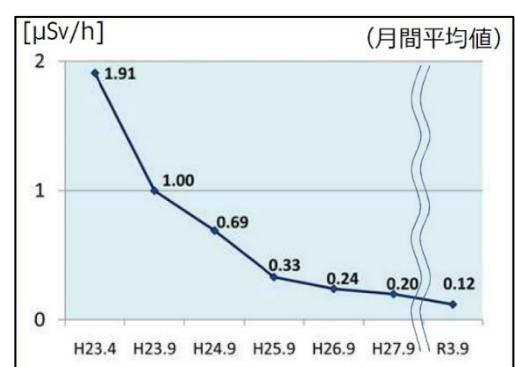
### 4 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復

- ・ 県、国、市町村等、関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣等）の放射性物質による分布状況について、きめ細かなモニタリングを継続的に実施し、ウェブサイトや県内外の啓発事業を活用し、正確な情報を迅速かつ分かりやすく発信します。

【空間線量率の推移・福島市】



出典：海外の空間線量率については日本政府観光局



出典：福島県災害対策本部（暫定値）

4 **1 生活環境保全に関する意識の向上**  
56 ○水・大気環境に関する普及啓発  
7

8 県民に対する生活排水の適正処理や低公害車の普及など環境に配慮した取組、及び事業者に対する環境負荷低  
9 減の取組の周知啓発を進めるとともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ  
10 積極的な取組を促進します。また、事業者等を対象としたセミナーや事例発表会を開催すること等により、工場・  
11 事業場による排出削減や化学物質のリスクコミュニケーションの取組の普及啓発、促進を図ります。

12 ○廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発  
13

14 排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量化の更なる推進に向けて、市町村と連携しながら、県民・事業  
15 者の自主的な取組の推進につながるよう普及啓発に取り組みます。また、産業廃棄物の適正処理推進のため、県民や  
16 排出事業者等に対して、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

17 ○地球温暖化対策等に向けた意識啓発  
18

19 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら、県民、事業者、行政等のあらゆる主体による省資源・  
20 省エネルギー・資源循環に向けた取組が積極的に展開されるよう、意識醸成に向けた普及啓発に取り組みます。

21 ○環境教育の充実と指導者の育成  
22

23 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザーを講師として派  
遣するほか、小学生に向けた環境副読本を作成し配布する等、環境教育・学習の推進に取り組みます。

25 **2 環境保全対策の強化（監視、調査を含む）**  
2627 ○工場・事業場に対する監視の強化  
28

29 工場や事業場に対する立入検査を継続して行い、水質、大気発生源からの汚染物質等の排出基準等の遵守の徹底を  
30 図ります。また、環境モニタリング調査を行い、環境中における汚染物質の状況を把握、監視します。排出基準や環  
31 境基準の超過が見られた場合は、環境への負荷を極力抑えるために詳細調査などによる原因究明や事業者への改善対  
32 策の指導等、迅速かつ的確な措置を講じます。

33 また、アスベスト等に関して、各種広報媒体の活用や関係団体との連携により、解体業者や施設管理者等に対して  
34 適正処理の周知に取り組むとともに、建築物解体現場等への立入検査を強化し、適正処理を推進します。

35 ○産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施  
36

37 事業者や処理業者の立入検査等を実施し、産業廃棄物の処理や施設の維持管理が適正に行われるよう監視・指  
38 導を行います。また、産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や休日・夜間の  
39 警備会社への監視委託等の対策を実施し、不適正処理事案に対しては、事実関係の把握や原状回復の指導等を行いま  
す。

41 ○県民総ぐるみの地球温暖化対策  
42

43 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となっ  
44 て、省資源・省エネルギー・資源循環に向けた取組を進めます。また、県有建築物の再生可能エネルギーの導入拡大  
45 や省エネルギー対策等の推進に取り組みます。

46 **3 生活環境保全のための体制の整備**  
4748 ○事故発生時の対応  
49

50 水・大気環境の汚染に係る事故発生時には、事業者に対して、有害物質の流出防止措置を講ずるよう指導する  
とともに、関係機関と連携し、迅速かつ適確に環境汚染防止措置を講じ、有害物質の流出による環境汚染を抑制、

1 防止します。また、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質の濃度が上昇し、注意報等を発令した場  
2 合は、関係機関と連携し、速やかに県民へ情報提供するとともに、工場・事業場への燃料使用量削減等の協力要  
3 請を行い、健康被害の発生を未然に防止します。

## 4 ○市町村の取組支援

5 ごみ減量化やリサイクル促進のモデル事業の実施等を通じた市町村の取組支援や、市町村等による「廃棄物処理事  
6 業継続計画」の早期策定を促進します。

## 7 ○不法投棄広域化への対応

8 産廃スクラム（関東及びその近県の都県市で構成する協議会）への参加等、広域連携を推進し、構成自治体と日頃  
9 から情報を共有するとともに、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域  
10 移動に伴う不法投棄の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。

## 11 ○参加と連携・協働による環境保全活動の推進

12 ふくしま環境活動支援ネットワーク等、環境教育のネットワーク体制や地球温暖化対策に県民総ぐるみで取り組む、  
13 地球にやさしい“ふくしま”県民会議の充実を図り、あらゆる主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を  
14 進めます。

## 15 ○事業者等への支援

16 環境保全活動を促進する取組のほか、産業育成に向けた再生可能エネルギー関連産業事業者等への融資、省エネルギー  
17 設備の更新等を行う事業者への補助を行う等、事業者等を支援します。



## 23 4 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復

### 24 ○環境放射線モニタリングの実施

25 県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣等）の放射  
26 物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表  
27 します。また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。

### 28 ○除染等の着実な実施

29 県、国、市町村等の関係機関の連携の下、一体となって除染等を推進します。

30 また、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壤等の適正管理と搬出、搬出完了後の原  
31 状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組等を進めるとともに、引き続き、長期的目標と  
32 して追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下が堅持されるよう、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施することを国に求めています。

### 33 ○中間貯蔵施設の安全確保

34 中間貯蔵施設については、除去土壤等の輸送、施設整備及び施設運営が安全かつ確実に実施されるよう状況確認等  
35 を行うとともに、法律に定められた搬入開始後30年以内（令和27（2045）年3月まで）の県外最終処分が確実  
36 に実施されるよう国に求め、その取組状況を確認していきます。

### 37 ○放射線教育の推進

38 放射線教育を中心として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネルギー教育等との関連  
39 を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を図っていきます。

1 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全・回復に向けて、地域の実情に応じた施策の策定と実施をお願いします。</li> </ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体等は、循環型社会形成に資する取組を自主的かつ主体的に実践するとともに、関係事業者及び行政等と連携し、また、それらの活動の補完・支援等をお願いします。</li> <li>事業者は、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるようお願いします。</li> </ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民一人一人は、環境問題を自分自身の問題と認識し、恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいくとの考えに立って、自ら環境保全活動を実践するなど、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの転換を図るようお願いします。</li> </ul>

3  
4 指標

5  
6 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	令和3年度 29. 1%	令和12年度 29%以下	※意識調査
温室効果ガス排出量（2013年度比）	平成30年度 △19. 2%	令和12年度 △50%	
一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり)	令和元年度 1, 035g/日	令和12年度 全国平均値以下 (目標参考値860g/日)	
一般廃棄物のリサイクル率	令和元年度 12. 7%	令和12年度 全国平均値以上 (目標参考値17. 5%)	
産業廃棄物の排出量	令和元年度 7, 722千トン	令和12年度 7, 600千トン以下	
産業廃棄物の再生利用率	令和元年度 54%	令和12年度 53%以上	令和元年度の現況値は、令和元年東日本台風の被害に伴う復旧工事により、再生利用率の高いがれき類の発生量が多かったため高い値となっている。
工場・事業場の排出・排水基準適合率	令和元年度 大気排出基準 100% 排水基準（有害物質） 99. 6% 排水基準（窒素、りん含有量を除く生活環境項目） 94. 2% 排水基準（窒素、りん含有量） 92. 4%	令和12年度 100%	

指標名	現況値	目標値	備考
工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	令和2年度 224事業場	令和12年度 380事業場	
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	令和2年度 100%	令和12年度 100%	

1  
2  
3  
4

## 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
汚水処理人口普及率	令和元年度 83.7%	令和12年度 97.4%	
産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量	令和元年度 件数 5件 投棄量 266トン	令和12年度 減少を目指す	
環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率)	令和3年度 県北保健福祉事務所 0.12 μSv/時 郡山合同庁舎 0.07 μSv/時 白河合同庁舎 0.06 μSv/時 会津若松合同庁舎 0.05 μSv/時 南会津合同庁舎 0.04 μSv/時 南相馬合同庁舎 0.06 μSv/時 いわき合同庁舎 0.06 μSv/時	令和12年度 現況値以下	
日頃、省エネルギーや地球温暖化防止を意識した取組を行っていると回答した県民の割合	令和3年度 47.9%	令和12年度 73.0%以上	※意識調査
水や大気など生活環境の安全が確保されていると回答した県民の割合	令和3年度 69.9%	令和12年度 前年度比上昇を目指す	※意識調査

5  
6  
7

## 関係する主な計画等

- 8 福島県総合計画（企画調整部）  
 9 福島県環境基本計画（生活環境部）  
 10 福島県循環型社会形成推進計画（生活環境部）  
 11 福島県水環境保全基本計画（生活環境部）  
 12 福島県廃棄物処理計画（生活環境部）  
 13 福島県地球温暖化対策推進計画（生活環境部）  
 14

# 9 消費者の安全確保の推進



## 目標

消費生活の安定及び向上を確保します。

## 現状と課題

### 【はじめに】

消費生活を取り巻く環境は、情報通信技術の高度化・グローバル化等により大きく変化し、様々な新しい商品やサービスが次々と登場しており、消費者トラブルは誰にでも起こり得る状況になっています。とりわけ、高齢者や生活に支援が必要な障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方が消費者被害に遭った場合は、発見が遅れ、深刻な被害につながるおそれがあることに加え、令和4（2022）年4月からの成年年齢の引き下げにより、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

また、技術革新による決済手段の多様化・高度化が進んでおり、電子マネーなどのキャッシュレス決済サービスの種類や方式が増加し、消費者の利便性が向上する一方で、消費者トラブルが複雑化していることから、多種多様な商品・サービスに関する大量の情報の中から、自らに必要な情報を的確に理解し、取捨選択することが重要になっています。

### 1 消費者の安全意識について

- ・ 消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者を育成するため、消費生活を送る上で最低限必要な知識を身に付けるための適切な情報提供や啓発を行う必要があります。
- ・ インターネットが普及拡大する中で、消費者トラブルも複雑化しており、消費者自らが、自立した消費者の能力を身につけることが求められています。
- ・ また、SDGsの観点から、一人一人の消費者が、人や社会・地球環境に配慮した賢い消費行動を行う「消費者市民社会」の実現に向けた取組への必要性が高まっています。

### 2 安全・安心な消費生活の確保について

- ・ 消費者に不利益を及ぼす不当な表示や取引も複雑化・巧妙化し、また、事業所が県外にある場合が多いことから、解決が困難な事案も多くなってきています。そのため、関係機関との連携した対応も必要となっています。
- ・ 製品の安全確保と消費者事故の発生防止を図るため、各種法令に基づく立入検査を行い、消費者が安心して商品を選択できるよう取り組んでいく必要があります。また、消費者事故等が発生した場合における被害の拡大防止を図るため、迅速かつ正確な情報伝達が求められています。
- ・ 令和2（2020）年度に県消費生活センターに寄せられた相談のうち、60歳以上の方の相談は約40.4%を占めており、この割合も年々増加しています。高齢者等を地域の皆さんで見守ることにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが重要となっています。

### 3 消費者被害について

- ・ 県、市町村では、県民の生活を脅かす様々な消費者被害等の相談窓口として消費生活センターを設置していますが、次々と巧妙化する悪質商法の横行により、消費生活相談内容も一層複雑化、多様化する傾向があります。また、令和2（2020）年度の県消費生活センターに寄せられた相談内容は、年代を問わず、通信関係のトラブルが多い状況にあります。消費者被害の防止と救済のため、迅速かつ的確な相談機能の充実強化が求められています。

## 施策展開の方向性

- 目標の実現及び課題解決に向け、以下の各項を施策展開の方向性とし、重点的に取り組んでまいります。



### 1 消費者の安全意識の向上

- 消費者が、学校、地域、家庭、職域等の様々な場所で、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受ける機会の充実を図り、県民が自立した消費者となるために必要な知識等を効果的に提供する取組を行います。



### 2 消費者のための安全対策の強化

- 不当表示については、景品表示法に基づき、適切な指導に努めます。また、食品表示法や健康増進法、消費生活用製品安全法などの個別法に基づく指導・助言等については、県と市の関係部局が連携・協力して、適切に行います。
- 不当取引については、事業者に対する指導、処分を適切に行うため、必要な体制を確保するほか、国や他の都道府県、警察と連携を密にして対応していきます。
- 製品の安全確保と消費者事故の発生防止を図るため、安全三法（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法）に基づき、販売事業者への立入検査、指導を行います。
- 消費者事故等に関する情報を収集し、市町村へ情報提供するとともに、消費者に注意を呼び掛けます。
- 令和2（2020）年10月に消費者行政・警察・福祉の関係機関が連携して設置された福島県消費者安全確保地域協議会を通じ、高齢者等の見守り等必要な取組についての情報交換、協議を行うとともに、関係機関・団体に必要な情報を提供します。
- 市町村に対し、消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用など、地域の実情に応じた高齢者等の消費者被害防止の取組が推進できるよう、必要な支援を行います。

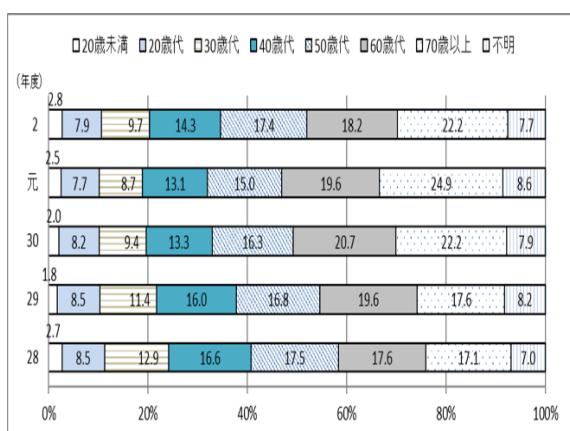


### 3 消費者被害の防止と救済

- デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や自然災害の激甚化・多発化等を要因として多様化する消費生活に関する相談に対応するため、消費生活相談体制の充実と強化を図ります。

#### 【契約当事者年代別にみた上位商品・役務別相談（令和2年度）】

##### 【年度別にみた契約当事者年代別割合】



出典：県消費生活課調べ

全体		20歳未満		20歳代		30歳代	
順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等
1	デジタルコンテンツ	416	1 デジタルコンテンツ	38	1 デジタルコンテンツ	46	1 デジタルコンテンツ
2	商品一般	366	2 他の健康食品	17	2 商品一般	22	2 商品一般
3	相談その他	207	3 他の化粧品	13	3 他の健康食品	15	2 不動産賃借
4	他の健康食品	189	4 商品一般	5	3 不動産賃借	15	4 他の健康食品
5	インターネット接続回線	166	5 健康食品ほか	4	5 フリーレン・サラ金	13	5 四輪自動車
							5 フリーレン・サラ金
							18

40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等	順位	商品・役務等
1	デジタルコンテンツ	66	1 デジタルコンテンツ	85	1 商品一般	73	1 商品一般
2	商品一般	44	2 商品一般	61	2 デジタルコンテンツ	71	2 インターネット接続回線
3	他の健康食品	36	3 他の健康食品	42	3 インターネット接続回線	48	3 相談その他
4	相談その他	29	4 相談その他	37	4 相談その他	35	4 デジタルコンテンツ
5	保健衛生品その他	27	5 インターネット接続回線	27	5 保健衛生品その他	28	5 工事・建築
							39

- \* 「デジタルコンテンツ」 … 出会い系サイト、投資情報サイト、その他の情報サイト(内容の特定できないサイト利用料を含む)。
- \* 「商品一般」 … 商品の相談であるが分類を特定できないもの。身に覚えがなく債権の内容も不明な請求に関する相談も含む。
- \* 「インターネット接続回線」 … 光ファイバーやADSL等の通信回線やプロバイダーのサービス。



## 3 4 1 消費者の安全意識の向上

### 5 ○消費者への情報提供

6 県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、広報誌の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県  
7 民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提供を行います。

### 8 ○世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施

9 消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座  
10 の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。

### 11 ○情報活用能力の向上

12 個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・  
13 事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動  
14 や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のため  
15 の指導及び啓発を行います。

### 16 ○消費者団体の育成

17 消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、自主的な活動を支援  
18 します。



## 2 消費者のための安全対策の強化

### ○不当表示・取引に対する事業者への指導

関係機関との連携により商品・サービス等の適正な表示を確保します。

また、特定商取引法や消費生活条例の適切な執行や不当取引専門指導員の配置により不当な取引を防止します。

### ○安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施

県及び市において、安全三法に基づき、計画的に販売事業者への立入検査、指導を実施します。

### ○消費者事故等に関する情報の周知

消費者事故に関する情報を収集し、県のホームページで発信するほか、市町村へ情報提供し、消費者への注意喚起を行います。

また、県内で消費者事故が発生した場合は、消費者安全法に基づき、速やかに国へ通知し、被害の拡大防止に努めます。

### ○福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報共有

定期的に協議会を開催し、構成員の間で、見守り等に必要な取組について協議します。また、見守り等に必要なパンフレット等を作成・配布するほか、必要な情報を隨時、関係機関・団体に提供します。

### ○市町村における消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援

市町村に対し、消費者安全確保地域協議会設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた助言、支援を行います。また、協議会設置済み等の市町村に対しては、運営等に関する助言、支援を行います。



## 3 消費者被害の防止と救済

### ○県消費生活センターの相談対応機能強化

県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日に電話相談と無料法律相談を実施し、消費者トラ

1 ブルを抱える県民の利便性向上を図ります。

### 2 ○市町村相談窓口の充実等の支援

3 最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活  
4 センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。

5 また、既に設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、連携強化に努めます。

### 6 ○製品事故の原因調査

7 消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に  
8 努めます。

## 9 関係者に期待される役割

市町村 (公助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用など、地域の実情に応じた高齢者等の消費者被害防止の取組について推進をお願いします。</li></ul>
関係団体等 (共助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者は、消費者からの信頼獲得に向け、消費者を重視した事業活動を行うとともに、環境保全や社会貢献に関して積極的な活動をお願いします。</li></ul>
県民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費生活において合理的な判断に基づき消費者トラブルを回避できるよう、必要な知識の習得等に向けた取組をお願いします。</li></ul>

## 16 指標

### 17 【基本指標】

指標名	現況値	目標値	備考
食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	令和3年度 72.0%	令和12年度 79.0%以上	※意識調査

### 19 【補完指標】

指標名	現況値	目標値	備考
消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	令和2年度 75.7%	令和12年度 90.0%	
消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	令和2年度 3.2%	令和7年度 50%以上	
消費生活に関する出前講座の実施回数	令和2年度 28回	令和7年度 50回以上	

## 22 関係する主な計画等

23 福島県総合計画（企画調整部）

24 福島県消費者基本計画（生活環境部）

25 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（生活環境部）

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59

## 第4章 推進体制

## 第4章 推進体制

県では、第2章の「基本方針」を踏まえながら、第3章の「県における推進施策」を実施し、地域課題解決に向けた県民等や市町村など様々な活動主体の相互の連携・協働を推進していくこととしています。

第4章では、これらを進めるための体制について記載しています。

### 1 市町村、県民等との連携・協働

#### (1) 積極的な県民参画

##### 推進方向

- 安全で安心な県づくりは、県民一人一人が、自らの身の回りの危険や不安に気づき、備えることから始まります。  
そして、できること、できないことを発見し、取り組めるところから実行することが大切です。  
さらには、互いを尊重し合い、情報交換しながら、信頼し合える関係を構築することが必要となります。
- 「連携・協働」は、それぞれが活動を行う際の大切な手法であり、地域内ばかりでなく、時には地域を超えて、また分野を超えて、互いの知恵を持ち寄ることにより、相乗効果が期待できます。  
また、連携・協働は、互いの役割を理解した上で進めることが大切です。
- 安全で安心な県づくりは、地域コミュニティを基盤とし、県民の理解と積極的な参画を図りながら進めます。

##### 推進施策

###### 安全で安心な県づくりの普及啓発

安全で安心な県づくりは「気づきと備え」から始まること、活動に際しては「連携・協働」が大切であることなどについて、多くの県民が集まる場など、様々な機会を捉え、広く普及啓発します。

#### (2) 連携・協働の推進

##### 推進方向

- 地域課題を発見したり、共に連携・協働しながら課題解決を行うためには、様々な情報を相互に共有していることが大切です。
- 具体的な連携・協働につなげるには、相互に活動内容などを知り合う様々な機会が必要です。

##### 推進施策

###### 県、市町村、県民等の情報共有

###### 【情報発信】

県、市町村、県民等が持つ様々な地域活動情報を収集し、一元的に発信します。

###### 【窓口の明確化】

県、市町村、県民等の連携を推進するとともに、県民等が地域活動を行う上で必要な情報の入手や相談を容易にするため、情報相談窓口の明確化に努めます。

###### 交流の促進

###### 【様々な団体の交流の促進】

分野や地域を越えた団体間の連携の契機として、様々な団体の交流を促進します。

1  
2     **【交流を通じた人材育成】**

3     連携・協働により課題解決に取り組んだ地域活動実践者などが、地域においてリーダー  
4     シップを発揮しキーパーソンとして活躍できるよう、人材が育つ環境を整備します。

6     (3) 市町村及び県民等の活動に対する支援

7       **推進方向**

- 8  
9     ● 地域での活動や支援の輪を広げるためには、最も県民に身近な自治体である市町村や県民等が  
10    行う活動を促進していく必要があります。
- 11    ● 特に気付き、学び、交流に関する様々な機会を提供し、あらゆる県民が活動しやすいように支  
12    援していくことが重要です。

13       **推進施策**

14       **市町村の取組への支援**

15  
16    安全と安心に関する情報や支援情報など、的確な情報の提供、技術的な助言などを行い  
17    ます。

18       **共助の取組への支援**

19  
20    県民の活動に役立つ様々な情報を収集し、あらゆる県民にとって利用価値の高い、気付き、  
21    学び、交流に関するきめ細かな情報を提供します。  
22    また、学び、交流の機会を設け、地域での人材育成につながるよう支援を行います。

23       **【気付きの機会の提供】**

24    条例、基本計画、地域別分野別の様々なデータを分かりやすく提供するなど、気付き  
25    の機会を提供し、身近なところからの取組を促進します。

26       **【知識や技術を学ぶ機会の提供】**

27    説明会、出前講座、各種研修会など、県民が学習できる機会を提供し、実践への契機と  
28    します。

## （4）重点的な施策の推進

### 推進方 向

- 県民の安全・安心を取り巻く環境は厳しさを増す中、急速に進む少子高齢化や人口減少により、地域における共助活動の担い手の維持・確保が大きな課題となっています。
- これまで各分野における取組は一定の成果を上げてきましたが、今後、安全で安心な県づくりへの更なる県民参画を促進し、地域活動を支えていくためには、様々な主体が連携し、地域や活動分野を超えて取り組むことがますます重要となっています。

### 推進施策

自助・共助の取組に向けた各主体との協働を効果的に進めるとともに、活動を活性化させる環境整備を強化するため、基本計画の改定後4年間（令和4（2022）～7（2025）年度）は、以下の施策を重点的に取り組みます。

#### 情報発信プラットホームの構築

##### 【9分野に関するポータルサイトの構築】

県の安全・安心に関する施策や情報を簡単に入手できるよう、県ホームページにおいてポータルサイトを構築します。

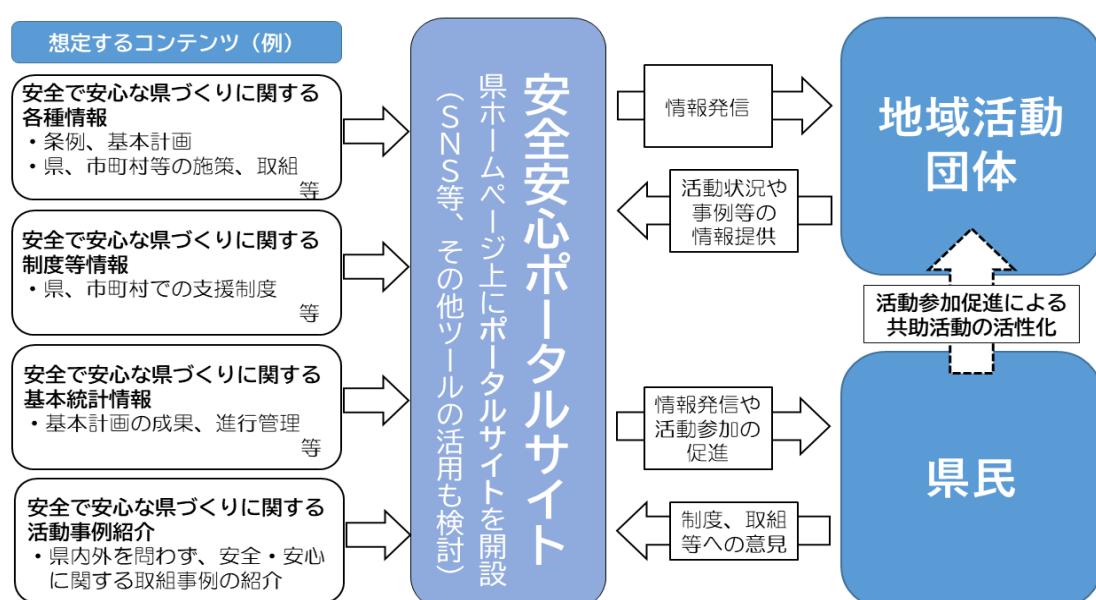
##### 【安全・安心に係る取組事例の共有化】

県民や団体等の活動の参考となるよう、県ホームページにおけるポータルサイトにおいて各種団体等の取組事例の紹介や、新たなモデルケースとなる取組などの紹介・共有化により、地域団体等の活性化を図るとともに、県民の活動参加を促進します。

#### 新たな地域活動モデルの創出

地域における新たな共助活動の取組や多様な主体の連携・協働による従来の活動分野を超えた取組等を掘り起こし、モデル的な活動や横断的な活動を促進します。

#### 【ポータルサイトイメージ】



## 2 県組織としての連携体制

### 推進方向

- 県は、地域活動における各主体間の連携・協働を推進し、市町村及び県民等の活動を支援するため、県組織における体制を整備する必要があります。

### 推進施策

#### 活動実践者、有識者等による支援

地域活動の実践者や有識者等で構成する「福島県安全で安心な県づくり推進会議」の委員より、それぞれの立場からの専門的な助言や協力を得ながら、安全で安心な県づくりを進めます。

#### 関係部局等との連携

- 関係部局各課で構成する「安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議」において、横断的な課題の検討や基本計画の進行管理を行うなど、緊密に連携しながら取り組みます。
- 各地方振興局に配置する「安全安心県づくり担当」を通じて、安全・安心に関する県民等からの相談に対応します。

## 3 緊急時の体制等の整備

### 推進方向

- 県は、地域活動における各主体間の連携・協働を推進し、市町村及び県民等の活動を支援するために、県組織における体制を整備する必要があります。

### 推進施策

#### 全庁的な危機管理体制の推進

想定外を含むあらゆる危機事象の発生時には、県民の生命、身体、財産の保全を最優先に、迅速かつ的確に対応し、速やかな復旧に努める必要があります。そのため、「福島県危機管理基本方針」の考え方の下、情報収集機能の強化と迅速で的確な情報発信に努め、各主体と連携・協働し、危機発生の未然防止はもとより、危機発生時の被害軽減、速やかな復旧が円滑に行われるよう努めます。

## 指標

指標名	現況値	目標値	備考
住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	令和3年度 16.7 %	令和12年度 28.0%以上	※意識調査

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

# 參考資料

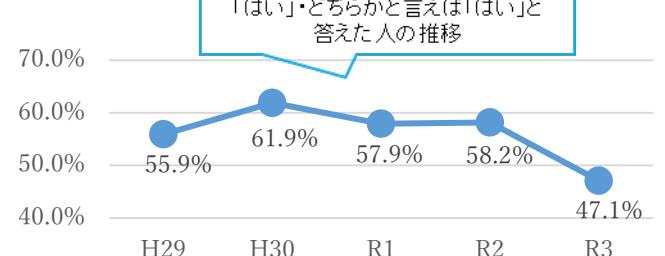
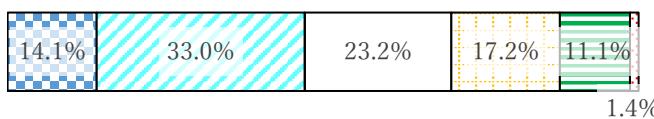
## 参考資料 県民の意識調査結果

県では、「安全」「安心」に関する県民の意識調査を行っておりますが、その結果は次のとおりです。

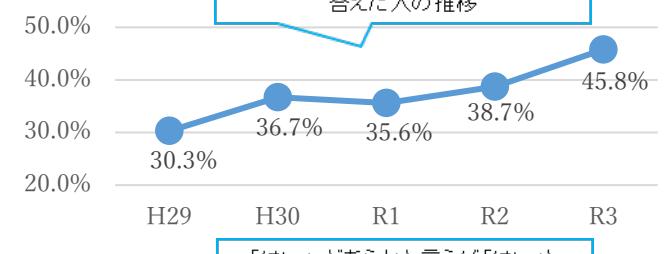
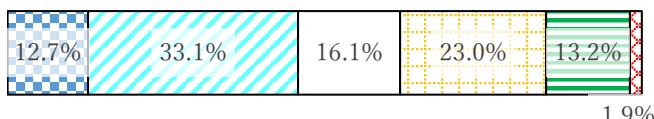
### ◎令和3年度県政世論調査（令和3年10月）



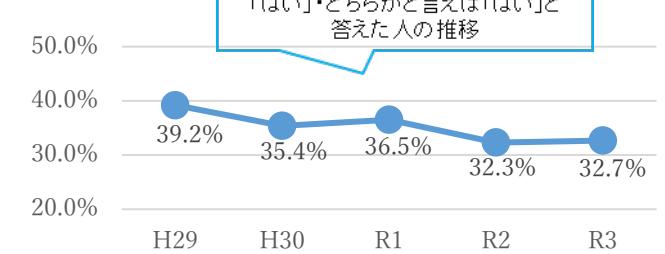
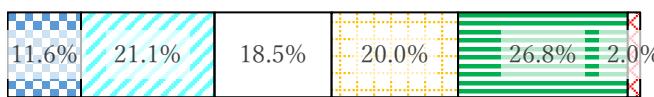
○あなたの暮らす地域は、自然災害や大規模な火事災害などに対して、安心して暮らせる災害に強い地域だと思いますか。



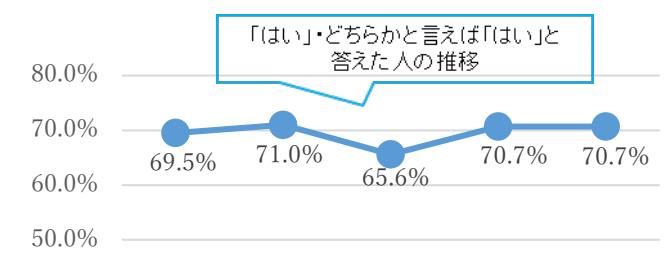
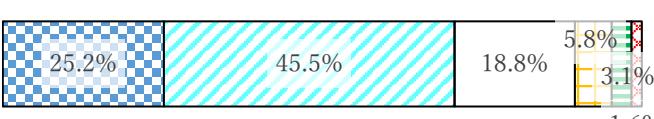
○あなたは、大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っていますか。



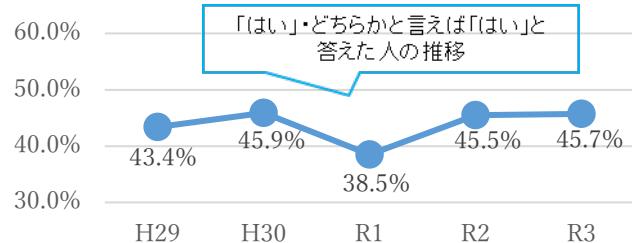
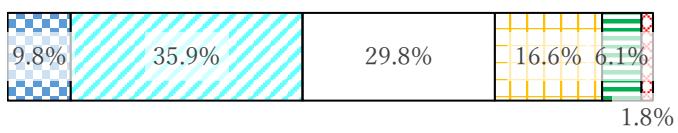
○あなたは、福島第一原子力発電所事故の発生により、長期にわたる健康不安を感じていますか。



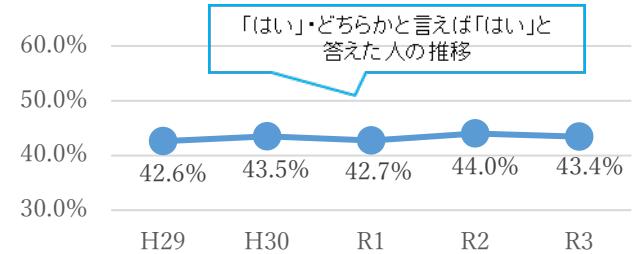
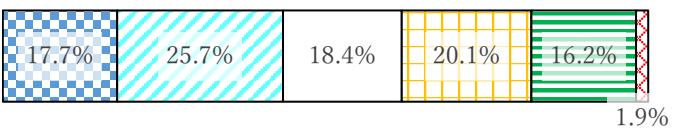
○あなたの暮らす地域は、児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと思いますか。



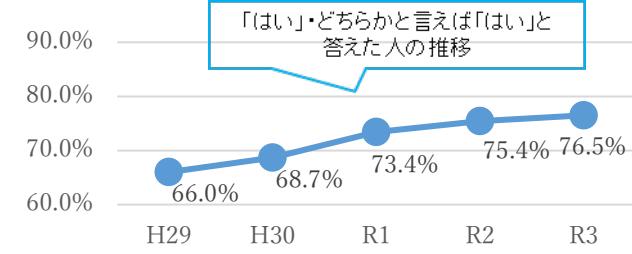
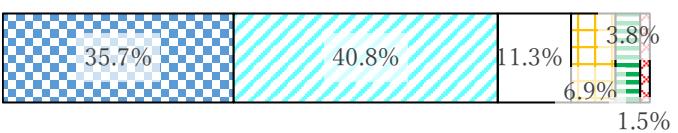
1 ○あなたの暮らす地域は、交通事故がなく安心して暮らせる  
2 環境が整っていると思いますか。



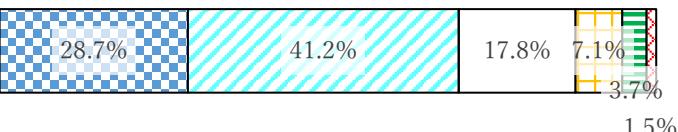
7 ○あなたは、暮らしている地域の夜間や休日の救急診療に  
8 不安を感じていますか。



13 ○あなたは、毎日の食生活において食品の安全に不安を  
14 感じることなく安心して暮らしていますか。



19 ○あなたの暮らす地域は、水や大気など生活環境の安全が  
20 確保されていると思いますか。



25 ○あなたの生活空間は、放射線から安心して  
26 むらすことができる空間ですか。

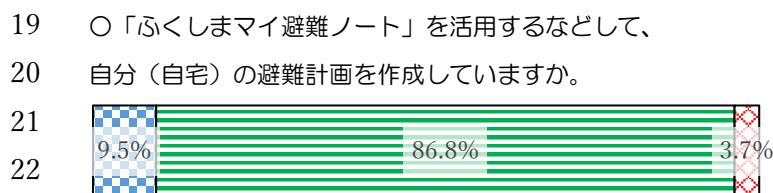
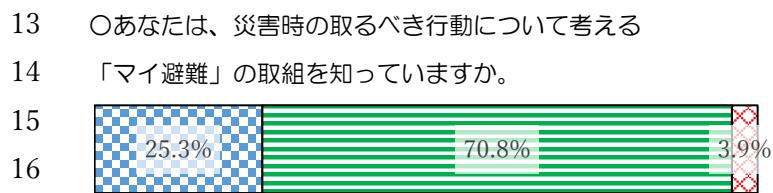
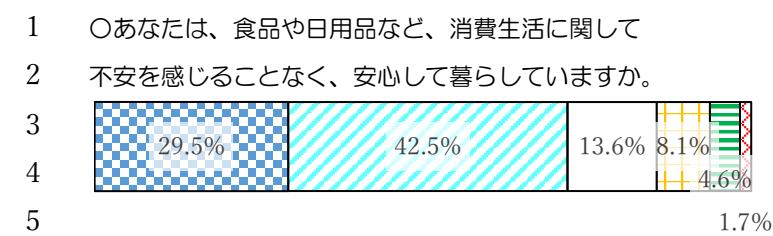
※R2年度までの調査のため、  
R3年度のデータは無し。



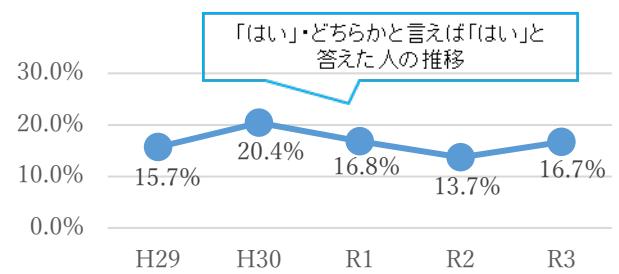
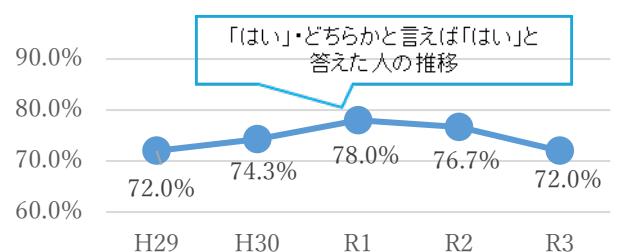
31 ○あなたは、日頃、放射線の影響が気になりますか。



※R3年度からの調査のため、  
H29～R2年度のデータは無し。

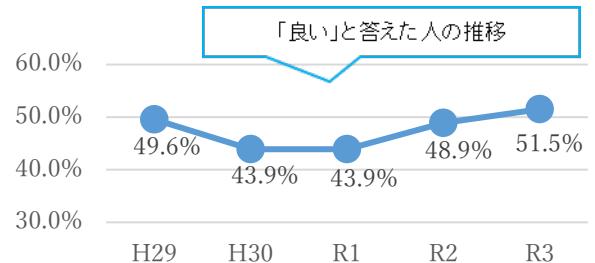


24  
25 ○現在あなたが住んでいる地域（仮設住宅・借り上げ住宅も  
26 含む）の治安は良いと思いますか。



※R3年度からの調査のため、  
H29～R2年度のデータは無し。

※R3年度からの調査のため、  
H29～R2年度のデータは無し。



1 ○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

2 平成二十年十二月二十四日

3 福島県条例第八十号

4 改正 令和三年一〇月一二日条例第七六号

5 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例をここに公布する。

6 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

7 目次

8 前文

9 第一章 総則（第一条—第七条）

10 第二章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策（第八条—第二十一条）

11 第三章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画（第二十二条）

12 第四章 雜則（第二十三条・第二十四条）

13 附則

14 わたしたちが生まれ、育ち、学び、営むこの福島県が、だれにとっても、いつでも、ど  
15 こでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、わたしたちの共通の願いである。

16 しかしながら、経済や環境問題等のグローバル化、急速な少子高齢化、急激な技術革新  
17 など社会情勢が大きく変化し、経済的合理性の追求が優先される中、安全や安心を脅かす  
18 様々なものに対する危機意識の不足や社会生活の場における規範意識、互いに支え合う場  
19 である地域コミュニティの機能及び企業における安全意識の低下等を背景に、災害、事  
20 故、暴力、詐欺等が発生し、また、形を変えて多様化し、複雑化している。このことは本  
21 県においても例外ではなく、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

22 これらの脅威に対処するためには、行政が施策を着実に実施していくことはもとより、  
23 わたしたち一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は  
24 地域で守る」との意識を持ち、身近なところからその危険に気付き、備えることが何より  
25 大切である。さらに、これらの取組について、県、市町村、県民、事業者、地域活動団体  
26 等が、相互に意見を交換し、合意し、及び信頼し合いながら、地域で連携し、及び協力し  
27 て推進していくことが重要である。

28 ここに、わたしたちは、安全で安心な県づくりに向けた不断の努力を行うことを決意  
29 し、この条例を制定する。

30 第一章 総則

31 (目的)

32 第一条 この条例は、安全で安心な県づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及  
33 び事業者の責務等を明らかにするとともに、安全で安心な県づくりに関する施策の基本  
34 となる事項を定めることにより、関係法令に基づく施策等と相まって、安全で安心な県  
35 づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮ら  
36 し、及び活動することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

1       (定義)

2 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
3 よる。

4   一 安全 県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと社会的に認められ  
5   る状態にあることをいう。

6   二 安心 将来にわたって県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれないと県  
7   民が信じる状態にあることをいう。

8   三 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち、県内の事業所に  
9   勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者をい  
10   う。

11   四 地域活動団体 県民又は事業者によって組織され、県内で活動を行う自治会、ボラ  
12   ンティア団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

13   五 リスクコミュニケーション 安全確保に関する情報交換及び対話をいう。

14   六 安全で安心な県づくり 安全確保及び安全確保による安心の獲得を目的として行う  
15   次に掲げる取組をいう。

16     ア 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による自主的な  
17     活動

18     イ アに規定する取組を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備  
19     （基本理念）

20 第三条 安全で安心な県づくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」  
21 という意識を基本としつつ、地域のきずなを強め、及び互いに支え合う良好な地域社会  
22 の形成を図ることを旨として行わなければならない。

23   2 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、連携を図り  
24   ながら協力することを旨として行わなければならない。

25   3 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等による互いを尊重して行われるリス  
26   クコミュニケーションを通じた合意形成により、相互の信頼関係を構築し、県民の安心  
27   が獲得されることを旨として行わなければならない。

28   4 安全で安心な県づくりは、県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害しないよう配慮し  
29   ながら推進すべきことを旨として行わなければならない。

30       (県の責務)

31 第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で  
32   安心な県づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

33   2 県は、前項に規定する施策の実施のため必要があると認めるときは、国に対し必要な  
34   協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

35       (県民の責務)

1 第五条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全確保に努めるととも  
2 に、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

3 県民は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活  
4 動に協力するよう努めなければならない。

5 (事業者の責務)

6 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関する安全確保に努めるとと  
7 もに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

8 事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の安全に影響を及ぼ  
9 す可能性があることを自覚し、自らが提供する生産物、製品又はサービスの自主検査を  
10 推進する等により自主的な安全性の確保に努めなければならない。

11 事業者は、自らの事業活動に係る積極的なリスクコミュニケーションを行うことによ  
12 り県民の安心の獲得に努めなければならない。

13 事業者は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び  
14 活動に協力するよう努めなければならない。

15 (市町村との連携等)

16 第七条 県は、安全で安心な県づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかん  
17 がみ、安全で安心な県づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を  
18 図るものとする。

19 2 県は、市町村が行う安全で安心な県づくりに関する施策について、その求めに応じて  
20 情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

21 第二章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策

22 (推進体制の整備)

23 第八条 県は、安全で安心な県づくりの実施に当たり、県、市町村及び県民等の連携を推  
24 進し、並びに市町村及び県民等の活動を支援するための体制を整備するものとする。

25 (緊急時の体制等の整備)

26 第九条 県は、県民の安全に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある緊急の事態に  
27 備え、当該事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な  
28 措置を講ずるものとする。

29 (広報及び啓発)

30 第十条 県は、安全で安心な県づくりについての県民等の关心及び理解を深めるため、広  
31 報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

32 (県民等に対する支援)

33 第十一条 県は、県民等が行う安全で安心な県づくりに関する活動を支援するため、情報  
34 の提供、助言、人材の育成の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

35 (防災の推進)

1 第十二条 県は、自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮ら  
2 る災害に強い地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携の  
3 強化、消防防災活動の充実、防災意識の向上のための教育、防災訓練の実施、災害時要  
4 援護者及び被災者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 (原子力発電所周辺地域の安全確保の推進)

6 第十三条 県は、原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地  
7 域社会を確保するため、原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結、原子力  
8 発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びにその結果の県民等への情報提  
9 供その他の必要な措置を講ずるものとする。

10 (防犯の推進)

11 第十四条 県は、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するた  
12 め、防犯に関する周知啓発、防犯ボランティア団体等への支援、市町村、事業者その他の  
13 関係団体等と連携した推進体制の整備、犯罪の防止に配慮した環境設計（施設、住宅  
14 等の整備及び管理をいう。）の普及、子どもの安全確保に関する施策の実施その他の必  
15 要な措置を講ずるものとする。

16 (虐待等対策の推進)

17 第十五条 県は、児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力  
18 （以下この条において「虐待等」という。）による重大な人権侵害を防止し、県民が安  
19 心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、虐待等防止のための周知啓発、虐  
20 待等の防止体制の整備、虐待等の被害者又はその家族等への支援その他の必要な措置を  
21 講ずるものとする。

22 (交通安全の推進)

23 第十六条 県は、交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現す  
24 るため、国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備、交通安全  
25 に関する教育及び広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

26 (医療に関する県民参画等の推進)

27 第十七条 県は、県民の健康で健やかな生活を実現するため、疾病に対する正しい知識の  
28 普及啓発、献血等医療提供に関する県民参加の促進、市町村及び医療関係団体との連携  
29 の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

30 (食品の安全確保の推進)

31 第十八条 県は、県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した生産から消費  
32 に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現するため、事業者に対する監視及  
33 び指導、消費者及び事業者の活動の支援、国、市町村その他の関係機関等との連携の強  
34 化、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

35 (生活環境の保全)

1 第十九条 県は、環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなもの  
2 として維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、環境の  
3 状況の監視及び調査、生活環境の保全に関する周知啓発、リスクコミュニケーションの  
4 推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 (消費者の安全確保の推進)

6 第二十条 県は、消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費  
7 者被害の救済、事業者及び事業者団体への監視及び指導その他の必要な措置を講ずるもの  
8 とする。

9 第二十二条 削除

10 (令三条例七六)

### 11 第三章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画

12 第二十二条 知事は、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する  
13 ため、安全で安心な県づくりに関する基本計画（以下この条において「基本計画」とい  
14 う。）を定めなければならない。

15 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

16 一 安全で安心な県づくりの基本方針

17 二 安全で安心な県づくりの施策に関する事項

18 三 前二号に掲げるもののほか、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画  
19 的に推進するために必要な事項

20 3 知事は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市町村及び県  
21 民等の意見を聴かなければならない。

22 4 知事は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ  
23 ばならない。

24 5 知事は、基本計画を定期的に見直すものとする。

### 25 第四章 雜則

26 (調査及び研究)

27 第二十三条 県は、安全で安心な県づくりを効果的に推進するため、安全で安心な県づくり  
28 に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

29 (財政上の措置)

30 第二十四条 県は、安全で安心な県づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の  
31 措置を講ずるよう努めるものとする。

### 32 附 則

33 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

34 附 則（令和三年福島県条例第七六号）抄

35 (施行期日)

36 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

1  
2 ○福島県犯罪被害者等支援条例

3 令和三年十月十二日  
4 福島県条例第七十六号

5 福島県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

6 福島県犯罪被害者等支援条例

7 目次

8 前文

9 第一章 総則（第一条—第八条）

10 第二章 推進の体制等（第九条—第十一条）

11 第三章 基本的な施策（第十二条—第二十七条）

12 附則

13 県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

15 しかしながら、依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分で問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいる。

19 さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがある。

22 このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村をはじめ、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要がある。

26 また、犯罪被害者等の置かれた状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要である。

28 ここに、わたしたちは、犯罪被害者等一人一人に寄り添い、安全で安心な社会を目指して、この条例を制定する。

30 第一章 総則

31 (目的)

32 第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図る

こと並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

三 再被害犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

四 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

五 二次受傷犯罪被害者等の支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が、支援を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受け、心身に傷病等が生じることをいう。

六 犯罪被害者等支援犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

七 民間支援団体犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

二 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものとの適切な役割分

1 担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する  
2 責務を有する。

3 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするとき  
4 は、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

5 3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせるこ  
6 とのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

7 (県民の責務)

8 第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者  
9 等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮  
10 するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるもの  
11 とする。

12 (事業者の責務)

13 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者  
14 等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害  
15 を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に  
16 関する施策に協力するよう努めるものとする。

17 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与す  
18 ることができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものと  
19 する。

20 (市町村の役割)

21 第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者  
22 等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生  
23 じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、  
24 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

25 (民間支援団体の責務)

26 第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯  
27 罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たって  
28 は、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施  
29 する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

30 第二章 推進の体制等

31 (犯罪被害者等支援計画)

32 第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯  
33 罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるもの  
34 とする。

35 2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

36 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1       二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

2       三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3       3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聞くものとする。

4       4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5       5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6       6 知事は、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を、定期的に公表するものとする。

7              (総合的な支援体制の整備)

8 第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものと連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

9       2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するもののいざれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けができるよう必要な措置を講ずるものとする。

10             (財政上の措置)

11 第十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

12              第三章 基本的な施策

13              (相談及び情報の提供等)

14 第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

15              (日常生活の支援)

16 第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

17              (心身に受けた影響からの回復支援)

18 第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

19              (安全の確保)

1 第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を  
2 確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害  
3 者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 (居住の安定)

5 第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の  
6 居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のため  
7 の住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 (雇用の安定)

9 第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防  
10 止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する  
11 事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

12 (経済的負担の軽減)

13 第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被  
14 害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるもの  
15 とする。

16 (大規模事案における支援)

17 第十九条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生  
18 した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要がある  
19 と認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応す  
20 るための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

21 (県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援)

22 第二十条 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団  
23 体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問  
24 題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとす  
25 る。

26 2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が被害を受けた都道府県若しくは当該都道府県に所  
27 在する民間支援団体又はその両方と連携して講ずるものとする。

28 3 前二項の規定は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯  
29 罪等により被害を受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「県  
30 民が県外で」とあるのは「県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で」  
31 と、同条第二項中「被害を受けた」とあるのは「住所を有し、又は居住する」と読み替  
32 えるものとする。

33 (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

34 第二十一条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過  
35 程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪  
36 被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境

1 等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配  
2 置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 (県民の理解の増進)

4 第二十二条 県は、犯罪等の被害に対する県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれてい  
5 る状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を  
6 深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

7 (学校における教育の実施等)

8 第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置か  
9 れている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害  
10 を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

11 (人材の育成)

12 第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等  
13 を担う支援従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとす  
14 る。

15 (支援従事者の二次受傷に対する支援)

16 第二十五条 県は、支援従事者の二次受傷を防止、回復、又は軽減し、その安全を確保す  
17 るため、支援従事者に対する研修、相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとす  
18 る。

19 (民間支援団体に対する支援)

20 第二十六条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することが  
21 できるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる  
22 ものとする。

23 (個人情報の適切な管理)

24 第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等  
25 及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を  
26 取り扱う場合も、同様とする。

27 附則

28 (施行期日)

29 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

30 (福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例の一部改正)

31 2 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例（平成二十年福島県条例第八十号）  
32 の一部を次のように改正する。

33 第二十一条を次のように改める。

34 第二十一条 削除



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

11  
12  
13  
14  
15  
16  
17

表紙の「～安心を みんなでつくろう うつくしま～」について

これは、「安全で安心な県づくり」活動標語として、平成21年8月3日から同年9月25日の間に県民の皆様から御応募いただいた898件に上る数多くの作品の中から、選考により最優秀賞を受賞された、池田有里さん（福島県立郡山商業高等学校生徒、当時）の作品です。

18  
19  
20  
21  
22  
23

## 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

令和4年3月 日

○発行・編集 福島県 危機管理部 危機管理課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-8651

F A X 024-521-7993

E-mail kikikanri@pref.fukushima.lg.jp

1

2